

行政文書解題

* 内容は、京都府立総合資料館所蔵『改訂増補 文書解題』(1993 年) によります。

* 目次欄の任意の文書名をクリックすることで、該当ページが表示されます。

目次

維新以前民政制度沿革及事蹟調査	5
維新前民政資料	6
延喜式内並国史見在神社考証	8
大村兵部大輔旅寓江致乱入候暴人吟味	9
御達書	10
乙訓自治会館文書	11
乙訓自治会館 自治研究会文書	12
乙訓自治会館 会館事務局文書	13
乙訓自治会館町村会文書	14
乙訓自治会館 議長会文書	15
乙訓自治会館 全町村組合文書	16
乙訓自治会館 学校組合文書	17
乙訓自治会館 教育委員会共同事務局文書	18
乙訓自治会館 病院組合文書	19
乙訓自治会館 惡水路組合文書	20
乙訓自治会館 水利組合文書	21
乙訓自治会館 水害予防組合文書	22
乙訓自治会館 産業組合文書	23
勸業場及諸工場規則	24
官國幣社明細帳	25
京都府綾部事務所文書	27
京都府会志	29
京都府亀岡事務所文書	30
京都府下遊廓由緒	31
京都府京都土木工営所文書	32
京都府計量検定所文書	35
京都府古社寺取調書	36
京都府参事会會議録	37

京都府史	38
京都府寺誌稿	40
京都府処務細則	41
京都府史料蒐集目録	42
京都府園部事務所文書	43
京都府治概要	44
京都府地誌	45
京都府庁史料	47
京都府町村職員恩給組合文書	51
京都府庁文書	52
京都府日露時局記事	56
京都府日誌	57
京都府福知山事務所文書	58
京都府福知山土木工営所文書	59
京都府布達要約	60
京都府布令書	61
京都府宮津事務所文書	62
旧国宝・重要美術品指定関係書類	63
行幸啓取調記録	64
京都市水利事務所文書	65
京都市水路事務所文書	66
京都博物館文書	67
郡役所文書	68
護王神社造営一件	73
御大喪儀京都府記事	74
御陵墓実測図	75
寺院本末一覧	76
寺院明細帳	77
志賀郷村役場文書	79

寺地画図	80
社地画図	81
社寺境内外区別取調	82
社寺修理関係書類	84
社寺宝物調査書類	85
社寺梵鐘その他金属製品保存認定申請綴	86
社寺明細帳附録	87
諸藩印鑑帳	88
神社一覧	89
神社財産登録台帳	90
神社寺院所蔵美術刀剣一件	91
神社明細帳	92
卒明細短冊	93
園部県立庁始末	94
町村沿革調	95
町内会部落会関係書類	96
東寺古文書目録	97
豊岡県第十四・十五大区区務所文書	98
二十三院由緒書	99
農山漁村振興計画	100
琵琶湖疏水事務所文書	101
府治誌稿	102
仏堂明細帳	103
府立学校沿革誌	104
豊国廟関係調査綴	105
峰山藩制度取調	106
宮津藩政記録	107
宮津東新浜遊廓関係書類	109
露国皇太子殿下御来京日記草按	110

維新以前民政制度沿革及事蹟調査

いしんいぜんみんせいせいどえんかくおよびじせきちようさ

京都府が明治 44(1911)年から同 45 年にかけて実施した、府内における維新以前の民政自治制度に関する調査事業で、郡役所や町村役場から作成提出させたもの全 33 冊。

維新前民政制度の調査並びに資料収集事業は、京都府知事大森鍾一の命により地方改良運動(日露戦争の戦後経営策)の一環として行われ、京都府内務部長から各郡長あてに出された通牒(明治 44 年 6 月 3 日 庶第二七三八号)により着手され、明治 45 年 5 月ごろまでに各郡役所や町村役場で調査書が作成され府へ提出された。

調査項目は、郡によって多少異なるが、加佐郡の例をあげると次のとおりである。地域及管轄沿革、采邑及民政機関、五人組制度、法令及下達法、習慣恒例、生業及物産、租税及徵収法、町村経費及共有物、駅伝、警察、神社寺院、宗教、道德、風俗及節用、民事刑事其他訴訟、土木、教育、偉人事蹟、豪家事蹟、娯楽上施設、青年団体及其事業、衛生。

調査報告数については、『京都府下維新前民政資料選抜目録并解題』(明治 45 年 6 月刊)によると、郡役所で編成したものの 6 郡、町村役場で編成したものの 48 村となっているが、現在は郡ごとに合綴され、郡によっては数冊に分冊されている。

前記目録記載分と現存のものの内訳は、次のとおりである。

- (1)郡役所編成分 乙訓郡、綴喜郡、相楽郡、船井郡、何鹿郡、熊野郡。
- (2)町村役場編成分 葛野郡 11 村、乙訓郡 4 村、紀伊郡 3 村、綴喜郡 7 村、南桑田郡 1 町 4 村(うち、ひえ(くさかんむりに稗)田野村現在欠)、加佐郡 18 村、中郡 3 村、竹野郡 3 村(うち溝谷村現在欠)、熊野郡 1 町 5 村。

維新前民政資料

いしんぜんみんせいしりょう

京都府は、日露戦争後の地方改良運動の一環として、明治 44(1911)年から翌 45 年にかけて、府内における維新以前の民政制度に関する調査と資料収集事業を実施し、各市町村や旧家から提供された文書記録類 2,059 点の目録を『京都府下維新前民政資料蒐集目録』として、明治 45 年 6 月に刊行した。

また、この中から地方改良施策で特に参考になるもの 667 点を選んで『京都府下維新前民政資料選抜目録并解題』に収録刊行するとともに、その写を作成し保存することとした。写の中には湯本文彦(編纂委員)が解説を付したものが、いくつか見受けられる。

この写しは、「維新前民政資料」として府庁書庫内に保存され、昭和 3(1928)年 10 月ごろ現在の形に整理されたが、その過程で紛失したものも多い。昭和 38 年 11 月に当館へ移管された。現在冊数は、127 点(関連のものを合綴して冊子形態にしたものが多い)で、年代的には永禄 3(1560)年から明治 2(1869)年ごろまでのものである。内容を地域別に示すと次のとおりである。

- 京都市(元亀 4～文久元年 18 冊)
織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の各朱印状、京都所司代の達書、触書、町規、町記録(以上、上京・下京・禁裏六丁町)、鴨川大橋因革考稿。
- 愛宕郡(永禄 3～安政 4 年 25 冊)
上賀茂神社社領関係文書並編纂史料、賀茂御神領六郷図、八瀬記、村政文書(上賀茂村二之瀬村・鴨東町・雲ヶ畠三ヶ村)。
- 葛野郡(明和 8～安政 6 年 7 冊)
触書、村掲類(西ノ京村・下桂村・大内村)。
- 乙訓郡(天明 8～文政 6 年 3 冊)
村掲、普請帳(以上、久世村・上久世村)。
- 紀伊郡(慶長 10～明治 2 年 19 冊)
触書制札、町規、村政文書(以上、伏見町・柳原町・堀内村・吉祥院村・竹田村・東九条村・横大路村)、東九条村外三ヶ村立会絵図賀茂川筋川浚、高瀬川用水史料。

- ・ 久世郡(文政 6～慶応 2 年 5 冊)
淀藩政覚書、触書(寺田村)。
- ・ 繼喜郡(天明 3～文化 9 年 3 冊)
五人組帳(美濃山新開)、木津川筋絵図、川絵図(伊賀上野から笠置まで)。
- ・ 相楽郡(宝暦 9 年 1 冊)
法度条目(大河原村)。
- ・ 南桑田郡(天正 16～慶応 3 年 8 冊)
保津川筏流免許状(山本村)、触書、村掟(出雲村・保津村・ひえ(くさかんむりに稗)田野村・東別院村)。
- ・ 船井郡(延宝 3～明治 2 年 5 冊)
園部藩参勤交替図その他、触書(南広瀬村)。
- ・ 何鹿郡(元禄 13～寛延元年 3 冊)
五人組帳、起請文(志賀郷村)。
- ・ 天田郡(明治期編纂史料 15 冊)
福知山藩政調書、福知山町沿革及水害調他。
- ・ 加佐郡(天保年間 3 冊)
田辺藩触書その他、高札。
- ・ 与謝郡(宝暦 3～天保 12 年 7 冊)
宮津藩触書、五人組帳、長浜丹後縮緬沿革。
- ・ 中郡(江戸～明治期 2 冊)
風俗問状、絹屋治兵衛伝。
- ・ 熊野郡(享保 10～天保 7 年 3 冊)
勧農固本録他。

延喜式内並国史見在神社考証

えんぎしきないならびにこくしけんざいじんじやこうしよう

明治 9(1876)年 5 月、京都府が教部省に進達した管内延喜式内神社及び国史見在神社の調書全 11 冊。

明治 7(1874)年 6 月、教部省は、達第二八号を以て神名牒の編纂のため各府県に対し調査を達し、京都府は、翌 8 年 7 月から社寺掛が調査編纂した。

もとは 17 冊であった。

管下式内外同古社考証書目録、式内神社考証葛野郡之部、同紀伊郡之部、同宇治郡之部、同久世郡之部、同綴喜郡之部、同相楽郡之部、同桑田郡之部、同船井郡之部、同何鹿郡之部及び式外古社考証郡中之部(乙訓・葛野・愛宕)である。

目録から、京中式内、乙訓郡式内、愛宕郡式内、管下式外国史見在社、京中式外、郡中式外(紀伊・字治・久世・綴喜・相楽・桑田・何鹿)の 6 冊が散佚していることが判る。

内容は、はじめに神社ごとに所在地・鎮座・神社名・祭神・由緒・勧請年月・例祭日・社殿建坪・境内反別・旧社領・氏子戸数・管轄庁迄の距離等についての考証書があり、続いて各神社の神官から提出された上申書・建言書・社記略等が綴じられている。

また、過去に社格や社地に係る争論等がある場合は、その顛末と関係古文書の写も争論両社の神官から提出されている。

最後に、彩色の境内見取絵図が添付されている。また、他にこの史料に関連して作成されたと思われる戸籍掛の史料(神社便覧、所在復号調の一覧)も 2 冊ある。

なお、丹後地域については、この史料の作成時期には京都府の管轄区域でなかったために神社考証史料は残っていないが、それを補うものとして「丹波丹後式内神社取調書」がある。これは、豊岡県式内神社取調書、丹波志等をもとにして神名考証のために編纂されたものの写である。

大村兵部大輔旅寓江致乱入候暴人吟味

おおむらひょうぶだゆうりょぐうへらんにゅういたしほうにんぎんみ

明治 2(1869)年 9 月 4 日、木屋町三条の旅寓で暴徒に刺され、後日死亡した兵部大輔大村益次郎襲撃事件の吟味に関する京都府鞠獄掛の文書 2 冊。

1 冊は犯人の捜査と捕縛、犯人供述口書、御仕置伺書及び罪状申渡等の一件書類、もう 1 冊はこの事件の吟味の内容・書類などが弾正台より漏洩したことについての一件書類。

なお、関連の史料として「京都府史」中に「大村兵部大輔負傷事件」がある。

御達書

おたっししょ

慶応 3(1867)年 12 月から明治 5(1872)年までの明治政府からの達書及び布告等の綴り 14 冊。

その内 9 冊は明治元(1868)年で、明治 2(1869)年は欠けている。

この文書には、京都府の前身である京都市中取締役所、京都裁判所と、中央政府との往復文書も含まれており、王政復古の大号令、維新政府の樹立という情勢の中でめまぐるしく変わつていった京都府政並びに全国の激動する事情をうかがうことができる。

一紙一点の奉書紙に書かれた文書を便宜的に綴つたもので、太政官、参与役所、弁事役所、行政官等から出された文書の原本である(現在は解体して保存している)。

近代的な公文書の処理方式や様式等の定式化がなされる以前のもので、近世文書や律令制などの古来の様式を継承した過渡期の公文書の書式や用紙などを知るうえで参考となる。

なお、この内の重要な内容については、別に淨書して「政典」「御達書」「布告」等の簿冊に編綴され、京都府庁文書の中に含まれている。

乙訓自治会館文書

おとくにじちかいかんぶんしょ

乙訓自治会館(向日市上植野町御塔道)に保管されていた乙訓郡内町村自治関係諸団体の文書 467 冊。明治 23(1890)年から昭和 44(1969)年までの文書群。

乙訓自治会館には、郡内の各町村組合(学校、病院等の一部事務組合及び水利、水害予防等の公共組合)や町村会、町村議長会等の町村諸団体の事務所が置かれていた。このため、同会館にはこれら諸団体の文書記録類が明治期より系統的に引き継がれ保管されていたが、昭和 57(1982)年に会館の建物が取りこわされ、当館へ引き継がれた。当館では団体ごとに一括して区別することとし、12 の文書群に分けた。また、同一会館内で作成保管されてきた文書群であるという特性を持つものであるため、乙訓自治会館の名称と各団体名(略称)の両方を冠した文書名を附与した。

これらの文書群は、現在の乙訓地方を中心に京都市編入前の淀村、久世村、久我村、羽束師村、大原野村、大枝村等をあわせた地域の多岐にわたる記録を含んでいる。各団体文書の概要(団体沿革、年代、内容、冊数)は次のとおりである。

乙訓自治会館 自治研究会文書

おとくにじちかいかん じちけんきゅうかいぶんしょ

大正 15 年から昭和 22 年までのもので、自治研究会本来の事業(町村長会、事務主任会等)に関するもの 38 冊、乙訓郡誌編纂委員会関係 4 冊、長岡宮城大極殿遺址保存会関係 9 冊、在郷軍人会関係 1 冊からなり、全 53 冊。

乙訓郡自治研究会は、郡内各町村の相互連絡協議、業務研究等を目的として大正 15(1926)年に結成された。

町村長会を主体に統計、戸籍、兵事等の事務主任会が設けられ、さらに乙訓郡誌編纂委員会、長岡宮城大極殿遺址保存会、戦時諸団体(在郷軍人会、産業報国会その他)等乙訓地域全体に関係する団体の事務局も担当しており、昭和 22(1947)年まで存続した。

乙訓自治会館 会館事務局文書

おとくにじちかいん かいがんじむきょくぶんしょ

昭和 8 年から 43 年までの日誌、行事予定、郡内各種団体名簿、同予算決算綴など 41 冊。

乙訓自治会館は、郡内の町村組合や自治研究会等町村諸団体の共用施設として昭和 17(1942)年 4 月に設立されたが、それ以前の明治大正期において町村諸団体は乙訓郡役所内に置かれ、郡役所廃止後もその庁舎跡を事務所として使用していた。

昭和 9(1934)年 1 月諸団体は、乙訓郡農会内へ移転したが、この前後から自治研究会が世話役となり、諸団体の共通用務に関し事務局体制がとられるようになった。

戦後自治研究会廃止後は、代って町村会、町村議長会が中心となり正規に会館事務局が置かれることになった。

乙訓自治会館町村会文書

おとくにじちかいかん ちょうそんかいぶんしょ

昭和 22 年から 44 年までの町村長連絡協議・府町村会評議員会関係 43 冊、市町村職員共済組合関係 10 冊、特別問題対策・臨時的組織関係 15 冊、全 68 冊。

乙訓郡町村会は、郡内全町村長の連絡組織として昭和 22(1947)年に結成された。

郡内各町村の連絡協議・京都府町村会評議員会関係のほか、町村合併促進協議会、国鉄新幹線対策協議会、高速道路対策委員会、農業委員連絡協議会、原水爆禁止対策協議会等の特別問題対策や臨時的組織の事務局を担当した。

乙訓自治会館 議長会文書

おとくにじちかいかん ぎちょうかいぶんしょ

昭和 24 年から 44 年までの郡内各町村議長の連絡協議・府町村議会議長会関係 16 冊、陳情書その他 3 冊、全 19 冊。

乙訓郡町村議会議長会は、郡内全町村議会議長の連絡組織として昭和 24(1949)年に結成された。

乙訓自治会館 全町村組合文書

おとくにじちかいかん ぜんちょうそんくみあいぶんしょ

明治 23 年から 36 年までの会議、上申、往復書類 7 冊、高等小学校関係(建築設計書図面を含む)7 冊、共有金処分関係 1 冊、全 15 冊。

乙訓郡全町村組合は、郡内 11 ヶ町村(向日町、久世村、久我村、羽束師村、淀村、大山崎村、新神足村、海印寺村、乙訓村、大原野村、大枝村)の共有金及び高等小学校管理運営の事務を共同処理するための事務組合として設立され、明治 23(1890)年から同 33(1900)年まで存続した。

高等小学校に関する事業は学校組合に引き継がれることになった。

乙訓自治会館 学校組合文書

おとくにじちかいん がっこうみあいぶんしょ

明治 34 年から昭和 43 年までの向日町外十ヶ村学校組合 4 冊、同九ヶ村学校組合 43 冊、同八ヶ村学校組合 32 冊、同四ヶ町村学校組合 41 冊、青年学校組合 5 冊、全 125 冊。

向日町外十ヶ村学校組合は、明治 33(1900)年 6 月全町村組合より高等小学校事業を引き継ぎ設置されたが、同 38(1905)年大山崎村が離脱して向日町外九ヶ村学校組合となった。昭和 11(1936)年に淀村が離脱して向日町外八ヶ村学校組合となり、戦後は、学制改革に伴い同 23(1948)年 3 月一旦解散し、新たに中学校設立運営のための学校組合として再出発することになった。

その後三か村合併による長岡町の実現、大山崎村の加入などにより同 26(1951)年以降は向日町外四ヶ町村学校組合となった。

さらに久世村、大原野村の京都市編入に伴い乙訓郡三ヶ町村及京都市中学校事務組合になったが、組合立各中学の市町立への移管に伴い同 57(1982)年 3 月に解散した。なお、昭和 18(1943)年 4 月乙訓青年学校(郡内各町村立青年学校を統合)事務の共同処理のため向日町外九ヶ村青年学校組合が設置され、同 23(1948)年 3 月には廃止されたが、この関係の文書も学校組合文書中に含めている。

乙訓自治会館 教育委員会共同事務局文書

おとくにじちかいかん きょういくいいんかいきょうどうじむきょくぶんしょ

昭和 28 年から 31 年までの例規・引継書その他文書綴 10 冊、教職員関係 7 冊、教科書等国庫負担 4 冊、施設関係 2 冊、社会教育関係 4 冊、全 28 冊。

乙訓郡教育委員会共同事務局は、小学校の管理運営を中心に郡内各町村教育委員会間の連絡、事務の共同処理のため、昭和 28(1953)年 4 月設置され、同 31(1956)年 9 月、教育委員会制度の改正に伴い廃止された。

乙訓自治会館 病院組合文書

おとくにじちかいかん びょういんくみあいぶんしょ

明治 33 年から昭和 25 年までの規約、往復文書その他 17 冊、会議関係 11 冊、会計関係 4 冊、病院建築施設関係 6 冊、病院管理関係 6 冊、全 44 冊。

向日町外九ヶ村病院組合は、大枝村を除く一〇ヶ町村の組合立として設立された伝染病院(乙訓病院)経営関係事務の共同処理のため設置された事務組合。

乙訓自治会館 悪水路組合文書

おとくにじちかいかん あくすいろくみあいぶんしょ

明治 24 年から昭和 20 年までの規程、進達、往復書類 12 冊、会議、公告 5 冊、水害復旧工事 2 冊、全 19 冊。

久世村外三ヶ村組合は、久世、久我、羽束師、淀の四ヶ村の悪水路修繕工事関係事務の共同処理のため明治 24(1891)年に設置された事務組合。

昭和 11(1936)年に久世郡淀町(同町に淀村編入)を加え、また同 13(1938)年には水害復旧工事のための土木組合(公共組合)を併設し排水樋門復旧工事を施行した。

乙訓自治会館 水利組合文書

おとくにじちかいかん すいりくみあいぶんしょ

明治 25 年から昭和 5 年までの規約類 2 冊、帳簿台帳類 4 冊、全 6 冊。

羽束師村外二ヶ村普通水利組合(公共組合)は、羽束師、久我、淀の三ヶ村の桂川堤防内田畠用水の水利組合として明治 25(1892)年に設置された。

乙訓自治会館 水害予防組合文書

おとくにじちかいかん すいがいよぼうくみあいぶんしょ

大正 8 年から昭和 22 年までの例規、進達、往復書類 17 冊、会議、公告 4 冊、組合費徵収簿その他 12 冊、全 35 冊。

久我村外四ヶ村水害予防組合は、久我、羽束師、淀、大山崎、新神足の五ヶ村における水害防禦設備、閘管理を目的として、大正 8(1919)年に設置された公共組合。

乙訓自治会館 産業組合文書

おとくにじちかいん さんぎょうくみあいぶんしょ

大正 15 年から昭和 12 年までの往復文書 8 冊、報告書 4 冊、乙訓郡購買組合連合会 1 冊、産業組合研究会 1 冊、全 14 冊。

産業組合中央会京都支会城北部会は、大正 15(1926)年に乙訓、愛宕、紀伊三郡内の産業組合及同連合会をもって結成され、山城北部三郡における産業組合普及のための諸事業を行った。

昭和 8(1933)年頃まで乙訓郡役所跡に事務所が置かれていたため乙訓自治会館に保管されることになったと考えられる。

勧業場及諸工場規則

かんぎょうじょうおよびしょこうじょうきそく

明治 4(1871)年 2 月、京都府は民業を勧奨し、物産の富殖を目的として上京区河原町二条下ルに勧業場を設置し、そこを勧業課の出張所として勧業事務を行った。

これは、その勧業場の建設をはじめ、第 2 代知事楳村正直が積極的に勧業施策を進めた時期(明治 4~13 年頃)の勧業施設の規則、勧業事務に関わる規則等を 1 冊にまとめたもの。

主なものとしては、勧業場、養蚕場、授産所、織工場、牧畜場、女紅場、博覧会社、婦女職工引立会社、藍品輸入会社等の規則、勧業基立金其外府限取立税目等調書等がある。

官国幣社明細帳

かんこくへいしゃめいさいちょう

京都府内の官国幣社に関する基本台帳 28 冊。

内務省は、一般の神社の由緒、財産などについて明治 12(1879)年に一定の様式を定め、同 15 年に再調整を達して明細帳を作成させた(神社明細帳の項参照)。

また、別に官国幣社についても明細図書の作成が進められ、明治 15(1882)年頃に京都府から内務省に提出された。

これは、一般の神社明細帳と同様に鎮座、祭神、座数、由緒、例祭、建物、境内、付属地、摂末社等のほか、建築物の図面や修理等の明細が詳しく記載され、境内外図や見取図などの絵図が多く添付されている。

この明細図書は、府内の官国幣社 9 社についてのみで、他の官国幣社の明細帳は建物の新築修繕、境内地の変更等の申請の際に添付された明細書や図面、大正 12(1923)年頃作成の明細書等をまとめたものである(後掲一覧参照)。

明治 27(1894)年に由緒由来等について調査した一三力条取調書が合綴されているものもある。

また、明細帳の他に明細帳付録が 1 冊ある。これは明細図書などの異動について、明治 38(1905)年 8 月から大正 13(1924)年まで日付順に記録されており、必要に応じ図面が貼付されている。

以下は神社ごとの内容であるが、とくに作成年月が不明であるものについては、もとのまととする。

賀茂御祖神社 = 明細図書、

石清水八幡宮 = 明細帳図面、

桧尾神社 = 明細図書、同(本社之分)、

平野神社 = 明細書(明治 15)、明細帳附図、

稻荷神社 = 由緒調査書、

貴船神社 = (合綴)明細図書・取調書(明治 27)、

大原野神社 = (合綴)明細図書・取調書(明治 27)、明細帳附図、

吉田神社 = 明細図書、
北野神社 = 明細図書、明細帳(大正 12)、明細帳附図、白峰宮 = 明細図画、明細帳、
豊國神社 = 明細帳、同図面、
護王神社 = (合綴)明細図書(明治 19)・神饌所新設一件(明治 34)、
建勲神社 = 明細帳、
梨木神社 = 明細帳、
出雲神社 = 明細図書(明治 20)、明細帳、
籠神社 = 明細図書、明細帳(大正 12)、明細帳(昭和 5)、
例祭特殊神事二就元(昭和 20)。

京都府綾部事務所文書

きょうとふあやべしじむしょぶんしょ

府綾部事務所に保管されていた明治 37(1904)年から昭和 36(1961)年までの何鹿郡蚕糸業関係の文書 73 冊。

この文書は、作成主体及び内容によって次の 3 つに分けることができる。

(一)明治 37 年から昭和 13 年までの間に何鹿郡

蚕糸同業組合(昭和 7 年以降は何鹿郡養蚕業組合)が作成した組合沿革及定款、会議録、決議書、事業報告、事業成績その他 26 冊。

(二)明治 39 年から昭和 26 年までに各小組(蚕糸同業組合の下部地域組織)から郡蚕糸同業組合(のち養蚕業組合、さらに養蚕販売農協連合会となる)へ提出された蚕業統計報告、蚕業統計簿(各町村別集計)等 35 冊。

(三)昭和 27 年から同 36 年までに各養蚕単位農協から京都府何鹿地方事務所(昭和 30 年 11 月以降は府綾部事務所)へ提出された蚕業統計、定式報告及び同事務所から京都府へ提出された報告類綴 12 冊。

この文書は、戦前の綾部地方の中心的産業であった蚕糸業に関するもので、約 8 割強が何鹿郡の蚕糸業団体の文書である。

府綾部事務所にこのような蚕糸業団体の文書が引き継がれ保管されるようになった経過は次の理由によるものと考えられる。

明治 44(1911)年制定の蚕糸業法に基づいて、翌 45 年 1 月京都府蚕業取締所(本庁内)と同支所(府下 7 か所)が設置された。

蚕業取締所綾部支所は、何鹿郡内を管轄区域としてこの時設置され、同郡内の蚕糸業に関する取締(蚕種製造免許、蚕種検査等)を中心に普及指導等の業務を行っていた。昭和 17 年 7 月京都府何鹿地方事務所が設置され、蚕業取締所綾部支所の常置職員は何鹿地方事務所兼務となつた。

戦後、蚕業改良普及事業体制整備の一環として昭和 23 年 10 月京都府何鹿蚕業技術指導所が設置され、同 26 年 11 月には蚕業取締所綾部支所は廃止されて蚕業技術指導所に吸収統合された。また蚕業技術指導所自体も府地方事務所の内部組織に移行す

ることになった。

蚕業取締所綾部支所と何鹿蚕業技術指導所は、ともに何鹿郡蚕糸業団体(郡蚕糸同業組合、郡養蚕業組合、郡養蚕販売農協連合会、綾部養蚕農業協同組合)との密接な協力の下に業務を行っており、綾部養蚕農業協同組合の廃止(昭和 39 年頃)に伴い何鹿郡蚕糸業団体の文書が府綾部事務所に引き継がれ保管されるようになったと考えられる。

なお、昭和 55 年に京都府の蚕業関係各機関を統合して京都府蚕業センターが設置されたが、これに伴い府綾部事務所(地振興局)で保管されていた前記蚕業関係文書は蚕業センターに一括引き継がれ、更に昭和 57 年に当館へ移管された。

京都府会志

きょうとふかいし

『京都府会沿革志』(京都府 明治 30 年 11 月発行・全 1 冊)の原稿全 13 冊。

明治 27 年(1894)年、京都府会の建議によって、明治 12 年の府会開設から同 28 年までの沿革を府会・市部会・郡部会の 3 編に大別し編纂している。

この原稿の他に、編纂委員湯本文彦、阿形精一らによる沿革志題言、編纂方法稟議書、上申書等が合綴されており、当時の編纂事業の進め方をうかがうことができる。

京都府亀岡事務所文書

きょうとふかめおかじむしょぶんしょ

昭和 22(1947)年から同 31(1956)年まで府南桑田地方事務所(昭和 30 年 11 月以降は府亀岡事務所)が作成又は受理した農地改革関係の文書 25 冊。

戦後の最重要改革の一つであった農地改革は、自作農創設特別措置法と改正農地調整法を基本法令として実施されたが、京都府では府農地部が設置され、府内各市町村では市町村農地委員の選出が進められた。

戦前からの小作農を自作農化することを基本的課題とした戦後の農地改革において、その中心的役割を担ったのは市町村農地委員会であったため、農地改革の実施過程に関する資料は市町村農地委員会文書が中心となるが、府の地方事務所も管轄地域における事務的取まとめや府農地部との間の連絡機関としての役割を果したため、市町村農地委員会会議録、農地買収売渡計画、進行状況報告、農地開放実績調査など改革の段階ごとの資料を含んでいる場合が多い。

府亀岡事務所文書も南桑田郡における農地改革の各段階の文書を多く含んでいるが、その内訳は次とおりである。

南桑田郡農地委員会連合会及び町村農地委員会の会議録、往復文書 4 冊。

農地買収売渡計画・実績報告及び強制譲渡等に関する一件綴 7 冊。

農地交換分合、小作契約文書化、小作料改訂基準設定調査等 4 冊。

異議訴願、農地許可申請等 4 冊。農地改革進行状況報告、登記事務進捗状況報告 4 冊。

例規その他 2 冊。

農地改革の実績について、永年保存用記録として各市町村単位で作成され府地方事務所ごとにまとめられた「農地等開放実績調査」の南桑田地方事務所管内の分は含まれていない。(京都府園部事務所文書参照)

京都府下遊廓由緒

きょうとふかゆうかくゆいしょ

遊廓の蔓延を憂えた槇村正直大参事の命により、明治 5(1872)年から 6(1873)年までに京都府勧業掛が作成した上京、下京、伏水の遊廓についての調査書の原本とその淨書稿本 2 冊。

権大属鈴木登が大年寄熊谷直孝にはかりながら調査編輯し、これに権典事木村正幹が検閲し加筆訂正したもの。

はじめに遊所出稼ぎ順が記載され、次に島原を中心とする遊所系譜が一覧にまとめられている。

さらに、この系譜の順に遊所の起源と維新前から明治 4(1871)年までの経過がまとめられており、地区の中年寄に提出させた所在地域図が付いている。

遊所の順序及び名称は次のとおりである。

島原(通称傾成町)、祇園町八坂新地(元祇園新地という)、二条新地、北野、七条新地、先斗町(通称新河原町通)、内野、宮川町、五条橋下、新三本木、下河原、清水、白梅団子、壬生、辰巳新地(古くは法觀寺門前、いま八坂最寄と称す)、伏水中書島、伏水通俗鐘木町、伏水墨染。

なお、この史料は『新撰京都叢書 第 9 卷』(新撰京都叢書刊行会編、臨川書店、1986)に活字翻刻されている。

京都府京都土木工営所文書

きょうとふきょうとどばくこうえいしょぶんしょ

府京都土木工営所が作成又は保管していた明治後期から昭和 40 年代までの淀川水系を中心とする河川関係図面 52 点及び河川工事関係簿冊 17 冊。

京都土木工営所は、明治 29(1896)年 8 月府庁内に設置された第一及び第二土木工区出張所に始まり、以後京都土木区出張所(明 32)、京都臨時土木工営所(明 41)、第一区土木工営所(明 44)と改称されたが、管内の府費支弁土木工事の執行及び府費補助工事の監督をその所掌業務とした。

京都府では、明治 29 年 6 月淀川が河川法施行河川として告示され、続いて同年 9 月、桂川、木津川等 6 河川も施行河川として認定され、これらの「河川台帳」が作成された。

河川法施行河川の管理は京都府内務部第二課河川管理の担当業務であったことから、京都土木工営所に保管されていた前記の河川関係図面のうち戦前のものは、河川法施行に伴う河川台帳ないし河川管理関連の河川図として内務部第二課(のち土木課)で作成され、同課河川管理担当で管理されていたものと考えられる。

しかし、これらの河川図は、その後の京都府における河川行政の事務分掌の変遷の中で京都土木工営所に引き継がれ保管されるようになったものと考えられるが、その時期は不明である。

京都土木工営所で保管されていた河川関係図面のうちの戦後の分及び河川工事関係簿冊は、同工営所で作成ないし業務上引き継がれたものであるが、戦前、戦後の各河川図及び河川工事関係簿冊の概要は次のとおりである。

(1)河川図面(戦前期 33 点)

淀川平面図(宇治川を含む)は、明治 32 年頃作成された河川台帳図面(略式)とみられるもの 4 点、

淀川改良工事(明 29~43)後の大正 2 年頃作成された河川台帳図面(正式)とみられるもの 3 点、及び淀川改修増補工事(大 7~昭 7)前後の大正 7~9 年頃作成のもの 3 点、全 10 点。

淀川廃川廃堤図面は、改良工事の結果廃川廃堤敷となった大正 5(1916)年頃のもの 5 点、改修増補工事の結果廃川廃堤敷となった昭和 10(1935)年頃のもの 5 点、全 10 点。

木津川平面図は、明治 36(1903)年頃の台帳図面(略式)全 11 点の一部とみられるものの 3 点、「河川台帳正本」の表示がある明治 42(1909)年頃のもの 3 点、全 6 点。

木津川改修工事平面図(1 点)は、改修工事(明 44~大 6)に際し、明治 44(1911)年頃に作成されたとみられるもの。

桂川平面図(1 点)は、桂川の河川台帳図面の一つとして明治 39(1906)年頃作成されたとみられるもの。桂川の上流の大堰川平面図(2 点)には、作図年月日「大正元年九月三日」作図者「京都府土木課」と表示されている。

小畠川平面図(1 点)は、明治 35~大正 2 年頃に河川台帳図面として、また由良川平面図(1 点)は明治 31~41 年頃に、野田川平面図(1 点)は大正 7~10 年頃に河川管理関係図面として、それぞれ作成されたと考えられる。

戦前の河川図のほとんどは作成年の記載がなく、図面内容や他の資料から作成の時期を推定するほかないが、形態的にはいずれも大型(長さ 150~1050cm)、手書き着色の図面である。

(2) 河川図面(戦後期 19 点)

鴨川改修工事図面(4 点)は、工事が竣工した昭和 22(1947)年頃の青焼図面で、鴨川改修事務所廃止(昭 26)により京都土木工営所へ引き継がれたものと考えられる。

有栖川改修工事平面図(1 点)は、同 28(1953)年頃のもので大型(長さ 710cm)図面。

桂川改修工事平面図(8 点)は、同 36 年航空写真測量により作図されたもので、京都土木工営所作成と近畿地方建設局作成の分とがある。

このほか、鴨川、安祥寺川、合場川、四ノ宮川、天神川の平面図(各 1 点、昭和 40 年代)がある。

鴨川航空写真(葵橋~陶化橋)は、昭和 47(1972)年 9 月 21 日撮影のもので、京阪地下化以前の流域の状況を示す大型(72×720cm)写真 1 点。

(3) 河川工事関係簿冊(昭 10~39 年 17 冊)

京都土木工営所が施行した河川工事関係の書類や設計書等の編綴簿冊。

昭和 17(1942)年同工営所に統合された洛西三川改修事務所のものも含まれる。

内訳は、桂川筋河川改良工事関係(昭 10～15 洛西三川改修事務所)4 冊、桂川河川工事関係(昭 19～39)9 冊、淀川河川工事関係(昭 31～33)4 冊。

京都府計量検定所文書

きょうとふけいりょうけんていじょぶんしょ

府度量衡検定所(府計量検定所の前身)が作成又は受理した文書で、明治 25(1892)年から昭和 26(1951)年までの「計量検定」に関する諸例規並びに関係機関等との往復文書などを編綴したもの全 41 冊。

昭和 52 年に京都府計量検定所から当館に移管された。

明治 24 年 3 月に「度量衡法」が公布され、同 26 年 1 月 1 日から施行された。

京都府では、明治 38 年に度量衡検定所を設置(権度課に附設)して、同法に基づく度量衡器の検定・検査等の業務を実施してきたが、昭和 27 年 3 月 1 日、新たに「計量法」が施行されたのに伴い名称も計量検定所と改称された。

京都府古社寺取調書 きょうとふこしゃじとりしらべしょ 明治 28(1895)年 4 月、京都府訓令第 58 号により、郡役所及び京都市上・下京区役所に対し一定の様式を定めて保存を要すべき古社寺等の調査書を提出させた報告書の綴り 6 冊。

これより先に、内務省により神社・寺院明細帳が官国幣社を除く各社寺について作成されているが、この取調書は、翌年の明治 29 年公布の古社寺保存金出願規則や、明治 30(1897)年制定の古社寺保存法の準備として作成されたものと思われる。

現在残っている 6 冊は、その報告書の一部であり、各区役所、郡役所ごとに分けられている。

この簿冊のほか郡役所文書の中にも関連簿冊がある。

京都府古社寺取調書

きょうとふこしゃじとりしらべしょ

明治 28(1895)年 4 月、京都府訓令第 58 号により、郡役所及び京都市上・下京区役所に対し一定の様式を定めて保存を要すべき古社寺等の調査書を提出させた報告書の綴り 6 冊。

これより先に、内務省により神社・寺院明細帳が官国幣社を除く各社寺について作成されているが、この取調書は、翌年の明治 29 年公布の古社寺保存金出願規則や、明治 30(1897)年制定の古社寺保存法の準備として作成されたものと思われる。

現在残っている 6 冊は、その報告書の一部であり、各区役所、郡役所ごとに分けられている。

この簿冊のほか郡役所文書の中にも関連簿冊がある。

京都府参事会会議録

きょうとふさんじかいかいぎろく

明治 32(1899)年の府県制(明治 23 年制定・32 年全部改正)の実施に際し、府会と並んで主要な事項を議決する機関として府県制第 65 条により設 置された京都府参事会の明治 36(1903)年から大正元(1912)年までの会議録 10 冊。

この参事会は、知事を含む官吏 2 名と府会から選出された名誉職参事会員 8 名で構成され、知事を議長として、府会からの委任事項や緊急事項の議決を行ったり、知事に対して意見を述べることなどが主な職務であった。その会議録は議長及び参事会員 2 名以上の署名を要することが定められている。

大正元年から昭和 7(1932)年までの会議録は、京都府庁文書に含まれている。また、昭和 22 年に廃止されるまでの参事会に関する文書も京都府庁文書に含まれている。

京都府史

きょうとふし

明治 7(1874)年 11 月 10 日、太政官正院歴史課から各府県に対して出された太政官達第 147 号により京都府が編輯提出した「京都府史料」の稿本 199 冊。

政府は、国史編纂事業の一環として、立庁の日から明治 7 年 12 月までの部内政治の沿革・租法・禄制・拓地・勸農・軍役・工業及び騒擾時変等について叙記編輯し、さらに同 8 年 1 月以降の事蹟についても順次編輯し提出することを求めた。

太政官正院修史局(歴史課改称)に提出されたものは、「国史」「歴史」「府県史」などと称されたが、後に「府県史料」と名称を改め、現在は国立公文書館内閣文庫に所蔵されている。

この事業は、明治 17 年に修史館(修史局改称)に引き継がれた。

京都府では簿書掛(後に沿革調査掛、調査掛編輯部が担当)が各課から資料を集め順次作成提出していたようだが、内閣文庫所蔵の史料(以下京都府史料とする)の方は、明治 12 年以後のものを欠いており、編纂方法も若干異なっている。

京都府保存の分は、慶応 3(1867)年 12 月 13 日の京都市中取締役所設置の日から明治 7 年までが第一編 102 冊、別に「府史例言」1 冊、同 8 年から 11 年までが第二編 88 冊、同 12 年から 15 年までが第三編 18 冊、合計 209 冊であるが、現存数は 199 冊で 10 冊欠号がある。このうち 8 冊は京都府史料によって補うことができる。

また、京都府史料には別に「布令書・御達書・伺留・政典・制法」「丹波国天田郡丹後全国旧所轄石高村名調書」の 2 冊の資料及び修史館編集による修史館稿本「府治類」「勸業類」「戸口類」「禁令類」の 4 冊がある。

内容の比重は第一編におかれ、全体の 3 分の 2 を占めており、記述も詳細で、関連資料も原文書から多く引用されている。また、附箋・貼紙・朱書等による加筆訂正削除等がよくなされ、京都府史料と若干内容が異なる部分もある。第二編第三編と進むにつれて記述が簡略化され、資料の省略も多くなる。

全編を通じて太政官の分類細目に準じ、政治部・制度部・別部に大別して事類をたて、さらにその項目ごとに片かなまじりの文語体を用いて、

編年順に記述され、資料に用いた府庁文書簿冊名が朱書で添記されている。その中には現在当館が所蔵する京都府庁文書にないものも多い。

なお、この京都府史全冊及び京都府史料のうち当館欠号本・修史館稿本は、写真版を作成し利用に供している。

〔京都府史欠号一覧〕

番号名称備考

- 13 第一編政治部工業類 京都府史料 10 で補填
- 14 第一編政治部工業類 京都府史料 10 で補填
- 15 第一編政治部工業類 京都府史料 11 で補填
- 24 第一編政治部賑恤類 京都府史料 17 で補填
- 44 第一編政治部警保類 京都府史料 32 で補填
- 108 第二編政治部勸業類 京都府史料 8 で補填
- 110 第二編政治部工業類 京都府史料 11 で補填
- 111 第二編政治部工業類 京都府史料 11 で補填
- 194 第三編政治部工業類
- 196 第三編賑恤類監獄類

※欠号本の名称は「昭和四年図書並旧倉庫整理一件」(昭 4-21)の目録による。

京都府寺誌稿

きょうとふじしこう

明治 24(1891)年から 35(1902)年までに京都府が編纂した洛中及び山城地域の主要な寺 93ヶ寺の寺誌 71 冊。

昭和 4(1929)年の目録によれば 96ヶ寺 74 冊であったが、清水寺、二尊院、法嚴寺、妙心寺(一部分)の個所が失われている。この部分は、明治 40 年頃、京都帝国大学が謄写したものを作成して補った。また目録でも欠けている頂法寺についても京大蔵本の写真版で補った。

明治 24(1891)年、北垣知事は、京都府における多くの名刹の歴史が不完全であり、その什宝物や古文書等の調査が十分でないため、湯本文彦を委員として寺誌の編纂にあたらせた。

明治 26 年、平安遷都の記念事業が始まられ、湯本文彦の提言による平安通志その他の編纂が行われることとなり、いったん中止された。

明治 30 年、編纂事業が再開されたが、明治 35 年、湯本文彦が京都帝室博物館へ転出したことなどにより、再び寺誌の編さんは中止された。

内容は、境内実測図(建物配置図のある場合がある)・開創・由来・沿革・宗旨・寺格・名僧・仏像・堂宇・地域・什宝物・古文書・墳墓・寺産・名勝・旧跡のほか、公家、武家との関係、国史の逸事などを取調べてまとめたもの。中には編纂の時間がなかつたため寺から提出されたままの書類もある。寺ごとに中表紙があり、そこに作成年月日と編纂委員湯本の印があることから、もとは寺ごとに別冊であったことがわかる。また、数冊に湯本の覚書があり、編纂の経過をうかがうことができる。

京都府処務細則

きょうとふしょむさいそく

京都府の組織、事務分掌、職務権限、文書(取扱、様式)、服務等に関する規程集で、明治 17(1884)年(推定)から大正 15(1926)年までの 14 冊と昭和 16(1941)年、17 年の 2 冊をそれぞれ合綴した 2 冊。

京都府において体系的に処務細則が整備されたのは、明治 14 年 4 月に制定された「京都府課掛職制章程并規程」(京都府庁文書「明治一四年序号達書」中にもあり)がはじめて。

この規程は、同 19 年に改正して「京都府庁中処務細則」と改められた。

「京都府処務細則」となったのは同 26 年の改正からで、その後同 29 年、36 年、大正 15 年、昭和 4 年に全面改正が行われた。「京都府処務規程」と改められたのは大正 15 年の改正以降である。

京都府史料蒐集目録

きょうとふしりょうしゅうしゅうもくろく

明治 19(1886)年に、内閣臨時修史局が国史編纂のため、京都府下伝存の旧記古文書類を調査した際に、作成した目録の写。

京都府にはその調査目録がなく、必要を感じた湯本文彦が明治 34 年に東京帝国大学史料編纂掛(修史局の後身)に依頼し、京都府へ送付を受けた。

京都市を中心に府下全域の社寺・個人・博物館等 237 カ所所蔵のものについて表題と点数が記されている。

京都府園部事務所文書

きょうとふそのべじむしょぶんしょ

府園部事務所が作成又は保管していた明治 35(1902)年から昭和 34(1959)年までの文書(蚕糸業関係、農地改革関係、林道関係文書)34 冊。

次の 3 つのグループから構成されている。

(1)明治 35(1902)年編、大正 2(1913)年編、昭和 10(1935)年編の船井郡蚕糸同業組合(昭和 10 年以降は船井郡養蚕業組合)の定款並びに諸規程、沿革並びに事蹟、累年統計の 9 冊。

(2)昭和 17(1942)年から昭和 28(1953)年までの間に、府船井地方事務所が作成した農地改革関係の文書 21 冊。この中には戦前の「農地調整二関スルレ綴」や戦後農地改革における府船井地方事務所管内の「農地等開放実績調査(昭和 25 年)」が含まれている。

(3)昭和 17(1942)年から昭和 34(1959)年までの間に、府船井地方事務所(昭和 30 年以降は府園部事務所)が作成した林道関係の文書 4 冊。

京都府治概要

きょうとふちがいよう

明治 38(1905)年に内務大臣芳川顕正が静岡県以西の府県を巡視するに当たり、府が最近の治務の概要をまとめ、大臣に提出したもの 1 冊。

日露戦争中の時局に関する事柄を、土地及び人口、兵事、勧業、土木及建築、慈善、社寺、学事、衛生、警察、財政、都市町村戦時施設、町村ノ治績、官吏及文書の各項目について要約している。

京都府地誌

きょうとふちし

太政官の全国的な地誌編纂事業の一環として、明治 8(1875)年 6 月 5 日の「皇国地誌編集例則並二着手方法」(太政官達第 97 号)及び同年 11 月 13 日の「地誌編著例則追補」(太政官達第 196 号)に基づいて京都府が編輯提出した「皇国地誌」の稿本 35 冊。

この事業は、明治 18(1885)年度以降、府県分担を廃止し、内務省地理局において一括編輯することとなり、京都府においても中断したため、現存するのは京都市街誌料 5 冊、伏見区市街誌料 1 冊、山城 8 郡(愛宕、葛野、乙訓、紀伊、宇治、久世、綴喜、相楽)と加佐郡の各郡誌 9 冊、及びその村誌 20 冊で、船井、南桑田、北桑田、何鹿、天田、与謝、中、竹野、熊野の各郡を欠いている。

また、その内の京都市街誌料編輯例言及び上京区第一区から第九区迄の誌料は、紛失のため明治 39(1906)年に東京帝国大学所蔵の「皇国地誌」から筆写している。編輯経過の記録は少ないが、巻末の署名及び「明治一七年地誌雑記」(京都府庁文書明 17-31)等から推測することができる。

最初地誌編集専任である河村与一郎・水茎玉菜が編集を担当し、その後明治 14(1881)年の調査掛編輯部の設置により、その職員近藤節也・水茎玉菜・山本長敬らが主に担当した。

郡誌は各郡役所が、町村誌は各戸長役場が作成し提出した原稿を前記担当者が調査編集し、不十分な箇所については再提出させた。14 年までにまず京都市街誌料、伏見市街誌料が作成され、その後山城地域を中心に編集が進められた。

事業中止直前の 17 年には、竹野、中、熊野各郡の巡回調査や、与謝郡の関連史料の謄写収集などが行われ、丹後地域の編集にも着手していた。そのため丹後地域の戸長役場文書、区有文書等に、当館が所蔵していない地誌の原稿を発見することがある。内容は、市街誌、町村誌、郡誌によって若干の違いはあるが、おおむね太政官の例則に順じ、明治 8・9 年頃における名称、疆域、管轄沿革、幅員、里程、地勢、気候、風俗、地味、貢租、戸数、人口、牛馬数、舟車数、山川、森林、湖沼、橋梁、道路、

陵墓、社寺、学校、病院、郵便所、古趾、名勝、物産、民業、人物などの項目について郡区町村ごとに列記され、明治初年頃の市街地や村落の状況が明らかにされている。なお、修学院離宮と桂離宮は、附記として独立に扱われている。

また、京都市街誌料 1、久世郡誌、綴喜郡村誌上には編輯例言が附いており、当時の編集の方針を知ることができる。

それによると、土地の名称、管轄沿革、社寺等は国史実録等の考証によるもののほか、民間伝承によるものも採用すること、また編輯時点で測量を実施することが困難なため、地図については後日追補すること等を定めている。ただし、この地図の稿本は当館に現在残っていない。

一方、太政官に提出された稿本は、明治 23 年には東京帝国大学に移管され、同 26 年に地誌編集事業が中止された後も、同大学図書館に「皇国地誌」とも「郡村誌」とも呼ばれ保存されていた。しかし、大正 12(1923)年の関東大震災の際に、図書館とともに全滅した。

京都府庁史料

きょうとふちょうしりょう

第二次大戦終了前に府知事部局で作成された文書で、永年保存の指定のないものを「京都府庁史料」と呼んで保存活用している。全 951 冊。

これは、次の 3 つに分類することができる。

(1)府庁舎旧一号書庫に保管されていた文書で、昭和 38 年の当館開館直後に移管され、「旧一号書庫資料」と通称される一群。

昭和 4 年に書庫内の整理が行われ、図書分類表に基づいて古文書や史料等も一緒に分類整理されたことが基本形となっている(この書庫整理については京都府庁文書の項を参照)。

それ以前、明治 35(1902)年から 36(1903)年にかけても文書の整理が実施され、古文書類の虫干し整理、廃棄文書・反古からの資料収集と整理保存など湯本文彦らによる一定の基礎的整理があったとみられる。この旧一号書庫資料のうち京都府編纂史料を中心とした史料が京都府庁史料の中核となっている。

主なものに「京都府史」、「京都府地誌」、「京都府寺誌稿」等の編纂史料、「御達書」等の明治初期の文書、「神社一覧」など社寺関連史料、そして「町村沿革調」、「維新前民政資料」等がある。

(2)昭和 43(1968)年と 50(1975)年に文教課から引き継いだ旧社寺課の史料。

「社寺明細帳」、「明細帳付録」、「社寺境内外区別取調帳」等の台帳類が中心で、ほかに「二十三院由緒書」等、永年保存文書に関連するものも含まれている。

(3)教育庁文化財保護課から引き継いだ旧社寺課の史料。

社寺に関しては、戦前は社寺課が文化財保護行政も含めて総括的に担当していた。昭和 62(1987)年に主として社寺建造物(国宝・重要文化財)修理関係文書を、平成元(1989)年に社寺宝物調査保存関係文書をそれぞれ引き継いだ。

他に、当館が実施した百年史編纂事業の際に受け入れた史料もある。

京都府庁史料のうち、「京都府史」「京都府寺誌稿」等 51 タイトルの解題は個別に

収録している。

このほかに次のものがある。

- 明治初期の制度に関する印刷物

「貨幣取調書」、「京都府職制」、「市中制法町役心得条目」、「政体」、「村庄屋心得条目」、「寺院制法」

- 明治初期の文書

「明治三年駅遞事件」、

「明治七年京都管轄丹波三郡便覽」、

「明治七年御陵墓所在書上」、

「明治五年土族祿高帳」、

「明治一二～一三年薪炭木算出並消費高等調査」、

「明治四～一二年秩祿賄料支給関係書類」、

「明治九年仁和寺歴代先蹤」、

「明治三年社寺古文書記」、

「慶応四年福知山藩社堂改記」、

「明治五年神社御改正神官名前帳」

- 京都府の編纂事業に携わった湯本文彦の編集による史料

「京職沿革略考」、

「京都府管内沿革並領主略考」、

「京都附近殉難人墓取調書」、

「東宮殿下奉呈記事」

- 永年保存文書と関連する文書

「明治一六年布告」、

「大正大礼関係資料」、

「昭和一八年東舞鶴市舞鶴市合併一件」、

「昭和一五年府県制発布五〇周年記念式にかかる資料」、

「昭和二年例規」(以上庶務課)、

「河川改修(昭和一八年由良川改修)」、

「明治三四年木津川筋堤内河川付近土地調書」、

「明治三六年国有土地水面湖湾簿冊目録」、
「昭和一九年災害工事中間検査・災害防除施設工事検査一件」、
「昭和一〇年災害京都市工事設計書」、
「昭和一二年度中小河川桂川改良工事設計書」、
「昭和一四年土木概要」、
「明治一七～大正八年度土木統計」、
「舞鶴港湾施設」(以上土木課関連)、
「明治四四～昭和一〇年耕地整理関係書類」、
「昭和八年時局匡救事業一件」(以上耕地課)、
「昭和九年度天橋立公園被害枯損木調査」、
「昭和一七年史蹟名勝天然記念物調査」、
「昭和一〇年歴代天皇聖蹟並皇室関係御遺蹟調査」、
「大正三～昭和二〇年大本教土地家屋登記綴」、
「昭和一六年官国幣社府社祭典舗設図」、
「明治四〇年古社寺保存資金有価証券利札領収簿」、
「大正一四年寺院仏堂教会二関スル調査」、
「昭和一七年市郡別寺院名簿」、
「明治一七年社寺関係諸届」、
「昭和一一年度社寺宝物保存施設助成奨励一件」、
「大正一四年～昭和六年社寺用国有財産増減一件綴」、
「昭和一四年社寺林調査報告書」、
「明治三五年～大正六年宗教関係財団法人書類綴」、
「明治三七～四一年神社教会一件」、
「内務省直轄並保存寺院」(以上社寺課)

- 図面類

「大正四年字治神社付近図」、
「大正七年愛宕郡町村地図」、
「明治一六年監獄庁舎建築絵図」
「大正七年紀伊郡町村地図」、

「明治期桑田郡弓削村地図」、
「大正五年就業費一件付属紀伊郡地図」

京都府町村職員恩給組合文書

きょうとふちょうそんしょくいんおんきゅうくみあいぶんしょ

京都府町村職員恩給組合の昭和 25(1950)年から 37(1962)年までの例規や往復等の文書綴 11 冊。

同組合は、昭和 27(1952)年制定の「町村職員恩給組合法」に基づいて京都府内の町村職員の退職年金及び退職一時金に関する事務を共同処理するための一部事務組合として設立された。

この文書は、例規、公告、調査(府内各種町村組合概況調査を含む)関係簿冊、及び恩給組合連合会との往復書等の文書綴からなる。

京都府庁文書

きょうとふちょうぶんしょ

京都府知事部局(企業局を含む。)において作成又は受理され、京都府文書等編さん保存規程により永年保存文書として管理保存されてきた文書。

完結した書類を簿冊形態に編綴した簿冊形式のもの。

京都府庁文書の成立と保存の経過は次のとおりである。

京都府の立庁は、慶応 4(1868)年閏 4 月 29 日であるが、その前身は同 3 年 12 月 13 日に設置された京都市中取締役所にはじまり、同 4 年 3 月 3 日京都裁判所となり、そして京都府と改められた。

府庁文書中には、これら市中取締役所、京都裁判所の達書、布令類が含まれている。明治 4 年 7 月の廢藩置県及び同年 11 月の府県統廃合によって京都府の管轄区域は、山城全国と丹波三郡(桑田、船井、何鹿)となり、さらに、同 9 年 8 月豊岡県が廃止され、その一部、丹後国及び丹波天田郡が京都府に編入され現在の京都府の区域が確立した。

府庁文書中には、豊岡県関係文書が数冊含まれている。

なお、京都府の管轄となった各藩並びに豊岡県関係の文書のうち郡役所を経て、のちに京都府に引き継がれたものに、宮津藩政記録及び豊岡県第十四・十五大区区務所文書がある。

明治初年の京都府庁における文書編さん保存については詳細な記録を欠くが、明治 2 年 1 月に簿書の表題(政典、制法等 33 項目)を定め部内に達した。おそらくこれが、文書編さん保存の最初の試みであろう。

同 13 年 4 月各課・掛の簿冊は簿書掛で管理することとし、同 10 年までに完結した簿冊はすべて目録を添えて簿書掛へ引き渡すよう指示している。

全庁的に文書の集中管理が行われるようになったのは、これ以後のことと考えられ、同 14 年 4 月に制定された「京都府課掛職制章程並京都府庁規程」(19 年以後は「京都府庁中処務細則」)の第 6 章第 24 条に文書管理保存についてはじめて規程化がなされている。

また、文書の保存年限が定められたのは、同 23 年に改正された「処務細則」が最初

であり、これによって文書は、永年保存、年を期して保存、廃棄すべきものの三つに区分されることになった。

また、文書編纂保存に関する規程が処務細則から独立して定められるようになるのは同 28 年頃からであるがこれはすでに失われ、現在残っているのは同 32 年に改定された「文書整理規程」である。

府庁舎の新築に伴い明治 35 年 5 月から同 36 年 12 月まで臨時の文書整理が実施されたが、その結果報告(明治 38 年 3 月)によると保管庫 4 棟、保管簿冊数 17,310 冊となっている。

同 36 年 12 月に「文書編さん保存規程」が制定され、同 38 年 4 月に改定された。

この改定規程によると、文書保存区分を永年、十年、五年、一年の 4 種に分け編さん装訂した簿冊を記録掛(大正 6 年以降は文書掛)へ引き継ぎ、目録簿に登載して保存するように規定されている。

規程の整備並びに先に実施された臨時文書整理等によって、全庁的な文書の集中管理体制が名実ともに整えられた。

郡役所廃止による文書の引継、保管庫の老朽化による改築計画等に伴い、昭和 4 年 6 月から 8 月まで倉庫整理が実施されたが、この時の記録「図書並旧倉庫整理一件」(昭 4-21)によると府庁舎西側倉庫 3 棟、保管簿冊 3 万余冊(永年と有期限を含む)とある。また、この時期に簿冊表紙に附箋(ラベル)貼付がなされた。

同 5 年 5 月の規程改正により、それまで各課で編綴して引き継いでいた文書を文書課で編綴保存することになった。

同 8 年 3 月懸案となっていた書庫が改築されたが、この時期に明治期を中心に約 2,000 冊が、さらに昭和 14 年以降 16 年までに、約 7,000 冊(合計 9,000 冊)の永年保存文書が廃棄された。

昭和 19 年 4 月の「知事事務引継演説書」によると、永年保存簿冊数は 11,564 冊(明治 4572、大正 2,798、昭和 4,197)で、「決戦非常措置要項」に基づき保存文書を約三分の一程度に整理すべく仰裁中とある。

昭和 20 年 3 月嵯峨大覚寺境内華道道場内に保存文書を疎開させたが、その際、明治期の簿冊を中心に約 2,600 冊が廃棄処分、又は移動による破壊等によって滅失した(昭和 21 年 1 月「官庁公文書及記録復帰二関スル報告書」(「例規綴」(昭 22-155)

による)。

なお、明治期の商工、農林等勧業関係簿冊は、明治 38 年の「臨時文書整理結果報告」によると 1,429 冊となっているが、これらの簿冊もそのほとんどが昭和 8 年から同 19 年ごろまでに廃棄されたと考えられ、現在はわずか 86 冊程度が残っているに過ぎない。

昭和 20 年 8 月終戦の混乱時に、各担当課保管となっていた特高警察をはじめとする警察関係・軍関係・統制関係の文書が大量に焼却された。

戦後、新府庁舎の建設に伴い書庫取壊しのため、昭和 39 年から 43 年にかけて二号書庫に保管されていた明治、大正、昭和戦前期の永年保存文書が当館に移され、昭和 47 年 8 月上記文書約 11,400 冊(明治 2,900、大正 1,900、昭和 6,600)が、正式に当館へ移管された。

府庁の行政文書のうち永年文書は、規程により 25 年以上経過したものが逐次当館へ移管されることになっている。移管後の府庁文書は学術等の調査研究のために一般に公開している。

府庁文書(永年保存文書)の時期内容別の冊数内訳は、次のとおりである。

- 明治期(3,149 冊)(補修による分冊等により移管冊数より若干増加)
中央令達 156、京都府令達 284、往復文書 130、人事 442、議会 90、秘書庶務 112、財務租税 93、訴願監獄 55、戸籍秩祿 44、地理・市町村 49、通信鉄道 98、皇室貴賓 129、衛生 31、教育 435、宗教 385、土地道路 242、河川港湾 181、建築 83、勧業(農林商工)86、軍事 24。
- 大正期(2,339 冊)(補修による分冊により移管冊数より若干増加)
例規 44、人事 141、秘書庶務 68(うち知事事務引継書 5)、皇室貴賓 98、議会 105、財務租税 45、訴願訴訟 26、都市町村 72、統計調査 24、教育 491、宗教 255、社会厚生 18、農林 150、鉄道運輸 124、土地道路 432、建築 75、河川港湾 153、災害 14、軍事 4。(商工、衛生なし)・昭和戦前期(6,745 冊)例規 77、人事 332、秘書庶務 156(うち知事事務引継書 30)、皇室貴賓 331、議会 200、財務租税 109、訴願訴訟 32、市町村 253、統計調査 302、教育 615、宗教 504(うち寺院規則認可申請書 229)、社会厚生 117(うち地方改善 18、衛生 12)、農林 453(うち小作争議 26)、

商工 319、鉄道運輸 125、土木 833、建築 140、道路橋梁 1055、河川港湾 609、災害 41、軍事 142。

府庁文書は、規程に定められた編纂部目、保存年限によって編綴され、簿冊名、年次、課名が表記され、簿冊番号(年次順、同一年次内は番号順)によって配列されている。府庁文書検索のための目録としては、『行政文書簿冊総目録』(簿冊目録)並びに「京都府庁文書件名簿」(簿冊中の書類の件名目録)を作成している。

京都府日露時局記事

きょうとふにちろじきょくきじ

京都府が日露戦争後の明治39(1906)年に京都市及び各郡からの報告に基づいて作成した稿本6冊。日露戦争下における府内の諸情勢を知ることができる。

湯本文彦が編纂主事として編集を担当した。各冊の内容は次のとおりである。

- (1)各大臣の訓令、訓示、演説内容をはじめ官房事項(府内及び都市町村訓達、陸海軍及び各団体に対する事項、地方長官召集に係る事項)、庶務事項(国税課税状況、地方課税制限と地方費緊縮並びに臨時府会状況、記念事業、勤儉貯蓄、国債募集、軍資献納等)
- (2)、(3)兵事事項(徴兵、陸海軍召集、軍隊輸送、傷病兵の後送、徴発、日本海沿岸警戒、在郷軍人及び国民兵、浮虜収容、軍人遭家族救護慰問、戦役死没者及び負傷者遭家族慰問並びに葬儀会葬内規、戦時統計表、各種団体活動等)
- (4)勧業事項(都市長諮詢及び訓示、各種営業上に及ぼした影響、農林水産業及び商工業に及ぼした影響、戦時に起きた産業、産業組合、軍需品等)
- (5)教育事項(教育者の責務に関する事項、応召軍人子女の授業料及び学用品給与貸与、学校設備及び授業状況、時局のため影響を受けた事項、府立学校、市立各学校、市立小学校、各郡各小学校等)
- (6)社寺事項(官国幣社開戦奉告祭、平和克服奉告祭、仏教各宗の行動、外教者の状況、人民の神仏に対する状況等)、警察事項(軍機保護、軍事視察人の取締り、敵国及び交際国人の警護、鉄道その他交通機関の保護及び取締り、沿岸警備、召集及び徴発に関する事務、軍需品に関する取締り、軍隊及び鑑隊の集合地における取締り、集会及び多人数運動の取締り、時局の影響調査、講和条件に対する市民の行為等)

京都府日誌

きょうとふにっし

京都府が慶応 4(1868)年閏 4 月 29 日から明治 5 年 4 月まで、布令・任免・賞典その他、府政の動向などを採録し一般広報用に印刷発売した刊行物(「京都府史 第一編 別部図書類」による)。

特に「平安隊規則集」、「流民所仕法帳」、「小学校建営につき申渡」、「招魂祭記」は日誌より独立している。

当館所蔵は慶応 4 年閏 4 月から明治 3 年 12 月(明治元年 10 月、同 2 年 7、8、9 月は欠号)で、明治 2 年 10 月以降の分は京都府庁文書中に収められている。

京都府福知山事務所文書

きょうとふふくちやまじむしょぶんしょ

府福知山事務所が作成又は保管していた明治 40(1907)年から昭和 38(1963)年までの天田郡の蚕糸業関係の文書 28 冊。

昭和 57(1982)年、京都府蚕業センターから当館に移管された。

作成主体別に 2 つに分けられる。

(1)明治 40(1907)年から昭和 38(1963)年までに、蚕業取締所福知山支所、天田蚕業技術指導所等の府の機関が作成した所員名簿、備品綴、統計資料等、22 冊。

(2)昭和 15(1940)年から昭和 26(1951)年までに、天田郡養蚕業組合、同養蚕農業協同組合連合会等の団体が作成した蚕業統計 6 冊。(京都府綾部事務所文書の項参照)

京都府福知山土木工営所文書

きょうとふふくちやまどぼくこうえいしょぶんしょ

府福知山土木工営所に保管されていた明治末期の由良川実測図(平面図)4点。

福知山土木工営所は、明治29(1896)年8月に設置(場所は天田郡役所内)された第五土木工区出張所に始まる。その後福知山土木工区出張所(明32)、福知山臨時土木工営所(明41)、第三区土木工営所(明44)と改称され、管内の府費支弁土木工事の執行及び府費補助工事の監督をその所掌業務とした。

由良川実測図は、由良川及び土師川が河川法準用河川に認定された、明治45(1912)年4月頃河川台帳図面として作成されたものと推定される。

河川法施行・準用河川の管理は、京都府内務部土木課河川管理の担当業務であったことから、この由良川実測図も本庁土木課で作成され、その後福知山土木工営所に引き継がれ保管されることになったものと考えられる。

由良川実測図は、由良川、土師川合流点附近から栗田湾の河口までの一連の平面図で、おそらく全五点からなる図面であったと考えられるが、現存するものには、有路～大川間の河川区域の分を欠いている。縮尺2000分の1で形態的には大型(長さ240-427cm)、手書き着色の図面である。

なお、作成年の表示はないが、前記事項及び図中に土師橋(明治42年架橋)が記載されていることからそれ以後の、おそらく明治45年頃のものと推定される。

京都府布達要約

きょうとふふたつようやく

明治元(1868)年から明治 30(1897)年までの京都府の主要令達を類別(官制職制、儀式、布達公文、印章、庶務、会議、兵事、社寺、農工商付漁獵鉱山、港湾、国税、地方税付備荒儲蓄、土木付水利、気象、地理、学事、衛生、会計、警察、監獄等)に収録した編年体令達集全 18 編 34 冊。

明治 14(1881)年から明治 31(1898)年まで毎年刊行された。

明治元年から明治 13(1880)年を収録した第 1 編では、明治 14 年 2 月の発行時点で改正又は廃止されている布達、達は省略されている。

また、明治 20(1887)年以降の書名は、「京都府府令達要約」となり、明治 29(1896)年及び明治 30 年は、類別ではなく、府令、訓令、訓示、公示、告示の順に収録されている。

なお、明治 31(1898)年 4 月 1 日からは、「京都府公報」が発行されている。

京都府布令書

きょうとふふれいしょ

京都府が布告、布達、告示等を府内一般に公布するために配布したもので、「京都府公報」(明治 31(1898)年 4 月 1 日以降)の前身に相当する印刷物で原本綴 71 冊、複製版綴 122 冊。

現在当館が所蔵している京都府布令書は、慶応 4(1868)年 7 月から明治 20(1887)年 3 月までの分であるが、原本の欠号が多いため複写により収集補充し前記期間分の約 90 パーセントを整備している。発行年並びに令達の種類により合綴して保管している。

京都府布令書は、創刊後の数年間は京都府が編集したものを御用書林村上勘兵衛が発行発売し、月刊ないし月数回、刊行されていた。

明治 4 年の後半になると、それまでの備忘を目的としたものから、京都府が法令告示等を公布するために印刷配布するものへと変わり、発令の都度京都府から発行されるようになった。同 4 年 9 月からは令達番号が付されて年内一連番号により発行され、回数も大幅に増加し数日おきの発行となった。

同 14 年 3 月 10 日以降は、「布号」「甲号」など令達告示の種別ごとに発行されるようになった。

「布号」は、中央官省の布告布達に知事が添書して府下へ公布するものであり、「甲号」は、京都府から出される一般への布達、「告喻」は府民に対する告喻書である。中央政府各省の告示を府内へ配布する「告号」、府の一般告示を表す「示号」などの区分は、明治 15 年に、また、「府令」という区分は、明治 19 年 7 月から使われたものであるが、以上は諸区分のうちの一例を示したものである。

なお、この「京都府布令書」に関連する資料として、「京都府布達要約」がある。

京都府宮津事務所文書

きょうとふみやづじむしょぶんしょ

府宮津事務所に保管されていた明治 33(1900)年から昭和 41(1966)年までの保安林台帳及び蚕糸業関係文書 36 冊。

作成主体により 3 つに分けられる。

(1)明治 33(1900)年から昭和 35(1960)年までに、森林法(明治 30 年制定)に基づいて京都府林務課が作成し、府与謝地方事務所(昭和 30 年以降は府宮津事務所)が保管していた保安林台帳 10 冊。

(2)明治 44(1911)年から昭和 21(1946)年までに、与謝郡養蚕業同業組合(昭和 7 年以降は与謝郡養蚕業組合)が作成した報告書綴 1 冊。

(3)大正 7 年から昭和 41 年までに蚕業取締所宮津支所・蚕業技術指導所等の府の機関が作成した蚕業統計、報告書綴等 25 冊。

旧国宝・重要美術品指定関係書類

きゅうこくほう・じゅうようびじゅつひんしていかんけいしょるい

昭和 8(1933)年から 22(1947)年頃までの国宝及び重要美術品指定並びにその他宝物に関する簿冊 7 冊。

「国宝指定仏像調」は、昭和 10 年 10 月京都府社寺課が国宝保存の参考にするため、府内寺院から提出させた国宝指定仏像調書の綴。

対象となった国宝には、明治 30 年に制定された「古社寺保存法」と、これに代わって昭和 4 年 3 月に制定された「国宝保存法」によるものとがある。仏像の概要、安置場所、指定の時期などを知ることができる。

「重要美術品指定台帳」は、昭和 8 年から 17 年までに重要美術品に指定された府内美術品の台帳。昭和 8 年 4 月重要美術品の海外流出防止のため制定された、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」によるもの。

「国宝指定諮問説明書」(3 冊)は、昭和 15 年から 18 年までに文部省が国宝保存会に諮問した国宝の指定、修理などのための目録や説明資料。

「寺院重宝目録」(2 冊)は、昭和 10 年代から同 22 年頃までに作成されたと推定される京都府内 寺院所蔵の重要な美術品の目録及び上京区の一部の宝物の概要説明書。

行幸啓取調記録

ぎょうこうけいとりしらべきろく

明治元年から 10 年代前半までの行幸啓に関する史料全 9 冊。

このうち 4 冊は、明治 9(1876)年の皇太后、皇后の行啓及び同 10 年の天皇の西南役駐輦の時の記録で、府内の諸施設を見学されたこと等を日を追って京都府簿書掛がまとめたもの。

あとの 5 冊は行幸啓の際に授けられる賞典等についての明治元年から 13 年までの記録で、忠臣・義士・孝子・孝女・貞婦・篤行奇特者の事実関係の取調べ、及び維新以前の殉職諸士等の墳墓の所在取調べ記録。

これらをまとめて「行幸啓取調記録」となったのは昭和 4(1929)年の府庁旧倉庫整理の際である。

京都市水利事務所文書

きょうとしすいりじむしょぶんしょ

琵琶湖疏水による水力使用事業の工事に着手するために設置された水利事務所の経理、日誌、通水量調査等の書類全 14 冊。

明治 23(1890)年 2 月、疏水事務所内に水利事務取扱局を設けたが、同年 6 月、水利事務所に組織変更した。

内容は、工事日誌、繰替簿(工事用消耗品経理簿)、指令番号録(明 27)、東側発電機日誌(明 33)、同事務所蹴上インクライン番所の通船数・運送物貨数・通水量などの調査簿、空船券等の受渡及び還付帳など。(琵琶湖疏水事務所文書参照)

京都市水路事務所文書

きょうとしすいろじむしょぶんしょ

琵琶湖疏水工事竣工につづき、明治 23(1890)年 9 月、京都伏見間に新運河を建設するため設置された水路事務所の書類で、「疏水分線路改修工事日誌」など簿冊 6 冊、「琵琶湖疏水用地調査入札整理書類並実測図」1 箱 17 袋。

明治 24 年 2 月、諸般の事情によりこの工事は中止され、事務所も廃止されたが、翌 25 年 8 月、工事が再開されることとなり、再び水路事務所が設置された。

工事の竣工に伴い明治 27 年 10 月、水路事務所は廃止され、特別市制時代であることから残務は府庁内で執ることになった。

この文書は、明治 25 年から同 27 年の間の再設置時代の書類の一部である。

実測図等のうち 2 袋には新運河の横断図面が各々数枚ずつ、他の袋には琵琶湖疏水工事に関する書類又は図面で、用地合筆、分割、反別、地種組入、収支予算、買収等の関係と、疏水及び関係工場の不用地売却等に関するものが 12 袋ある。

図面は、3 袋に数枚ずつ、疏水線路図、敷地実測図、放水路敷地買上実測図等が入っている。

このように新運河に関するものと、琵琶湖疏水に関するものとが混在しているが、受入の時点ですでに混在していた。

当時は、特別市制時代であり、疏水事務所も水路事務所も廃止後は京都府庁で残務を執っていることから、その時点で両事業の書類を一括したと推定される。(琵琶湖疏水事務所文書参照)

京都博物館文書

きょうとはくぶつかんぶんしょ

明治 9(1876)から同 15 年までの京都博物館(府営)文書 3 冊並びに明治 24 年から同 41 年までの帝国京都博物館(同 33 年から京都帝室博物館)関係文書 2 冊の計 5 冊。

京都博物館は、京都府営の博物館として、明治 8 年 4 月に設置された。

この文書は、同 10 年 3 月に開催された第 6 回京都博覧会において、博物館収集品を大宮御所内に陳列した際の関係書類並びに同 14 年から翌 15 年までの館内陳列品(外部預分)の出入関係の書類である。

明治 16 年に京都博物館が廃止されたのち、同 23 年に帝国京都博物館(国立)が設置されたが、帝国京都博物館関係文書は、守衛等被服下渡簿(明 24)及び撮影臨写承諾の記録(明 31~41)である。

なお、京都府庁文書中には京都博物館関係の簿冊として「仙洞御旧院一件、管内勅封物一件、当館所属詩仙堂一件」(明治 8 年)がある。

郡役所文書

ぐんやくしょぶんしょ

府内 18 の郡役所において作成又は受理され、完結後編綴して管理保存された文書 249 冊。

これらの文書は、郡役所廃止後昭和 3(1928)年から 4(1929)年にかけて集中的に整理ないし処分され、約 3 分の 2 程度が京都府庁へ引き継がれた。

以後昭和 19(1944)年頃までにそのほとんどが廃棄され、残された 215 冊が同 47(1972)年に当館へ移管された。

保存・引継ぎの経過は次のとおりである。

明治 12(1879)年 4 月郡区町村編制法に基づき京都府内の 18 郡に 17 の郡役所(宇治郡久世郡は合わせて 1 郡役所が置かれたが、同年 5 月 7 日に分離各独立。また、紀伊郡には当初郡役所が置かれたが、伏見区役所の設置に伴い乙訓郡と合わせて 1 郡役所となる)が開設され、上京、下東及び伏見の各区に区役所が開設された。

同 14 年 1 月伏見区役所は廃止され、紀伊郡役所が乙訓郡役所から分離独立したことにより、府内 18 郡すべてに郡役所が設置された。

なお、明治 23(1890)年に郡制が公布されたが、京都府においては同 32 年 7 月 1 日より郡制(制度上の地方自治体)が実施された。

各郡役所文書の編さん保存の具体的状況はつまびらかでないが、明治 14(1881)年 6 月に京都府が「郡区町村記録保存心得」を達し、郡区役所及び町村役場の諸記録について目録を作成し、郡区長戸長の転免の際引継をするよう指示しており、これが記録上確認できる最初である。

同 27 年から 28 年にかけて各郡役所の「処務細則及簿書保存規程」が制定されているが、その内容は不明である。

また、同 38 年 9 月に「与謝郡役所簿書整理規程」の改正が府によって承認されている。

これによると、簿書の保存年限は、永年、10 年、3 年の 3 種類とされ、編さん簿書は目録に登載し保存するよう規定されている。

なお、大正期になると簿書の保存年限に 5 年や 7 年がつけ加えられている。

大正 12(1923) 年 4 月の郡制廃止に基づき同 15 年 7 月 1 日郡役所が廃止され、大正 13 年以降の 5 年保存以上の簿冊並びに例規・台帳類約 5900 冊が府庁へ引き継がれた。

ついで、昭和 3 年 7 月、郡役所に残存している大正 12 年以前の簿冊の整理計画が立てられ、昭和 3 年 8 月から 9 月にかけて、各郡役所文書の実地調査が行われた。

この調査では、

- (1) 目録と現物とを照合して目録記載もれ分、散逸分の記録、
- (2) 府庁へ引上げて保存すべきものと廃棄処分すべきものとの区別、
- (3) 府庁への引上げ総冊数の把握等

が行われた。

調査終了後の同年 12 月に廃棄処分された各郡役所文書の簿冊総数は、10,064 冊となっている。

引上保存簿冊の府庁への輸送は昭和 4 年 1 月から 3 月にかけ実施されたが、引上簿冊総数は 15,501 冊で、郡役所廃止直後に引き継がれた分を合わせると、21,513 冊が引き継がれた。

府庁では同年 4 月から 6 月にかけて引継郡役所文書の整理が行われ、各郡役所別年代順の番号札(ラベル)が貼付され、警察部庁舎 3 階の書庫に収納された。

なお、郡役所ごとの冊数内訳は次のとおりである。

愛宕 1,303 葛野 1,013 乙訓 654 紀伊 1,048 宇治 982 久世 1,077 繼喜 801 相楽 1,924 南桑田 1,075 北桑田 923 船井 1,365 天田 1,815 何鹿 1,432 加佐 2,022 与謝 1,602 中 834 竹野 752 熊野 689 合計 21,513 冊(以上、京都府庁文書「昭和四年郡役所簿冊整理一件」(昭 4-22)による)。

各郡役所文書は、このようにして府庁に引き継がれたが、年々増加する府庁文書の収納スペースの確保が困難となつたため、書庫が改築された昭和 8 年から、決戦非常措置による処分が行われた同 19 年までの間にそのほとんどが廃棄され、戦後に残されたのは全部でわずか 217 冊にすぎない状態となつた。

なお、当館には京都府庁より移管された前記郡役所文書以外に、昭和 57 年に乙訓自

治会館から移管を受けた乙訓郡役所文書 29 冊を所蔵している。

各郡役所文書の年代、冊数及び内容は、次のとおりである。

- ・ 愛宕郡役所文書

〔年代・総数〕明治 20～大正 15 年 9 冊

〔内容・数量〕財務 1、庶務 1、学校誌 1、社寺什宝 3、史蹟調査 1、土木道路 2。

- ・ 葛野郡役所文書

〔年代・総数〕明治 18～大正 15 五年 21 冊

〔内容・数量〕郡長事務引継書 2、社寺什宝 8、寺院調書明細帳 3、各種学校台帳 2、教員台帳 1、遷都紀念祭協賛会 1、部落有財産統一綴 1、水車水路許可 2、土木一件 1。

- ・ 紀伊郡役所文書

〔年代・総数〕明治 35～大正 15 年 10 冊

〔内容・数量〕碑文集 1、社寺什宝 4、小学校各種学校台帳 1、教員保母台帳 1、郡長官舍建築費 1、小作慣行調書 1、産業組合 1。

- ・ 乙訓郡役所文書

〔年代・総数〕明治 12～大正 15 年 38 冊

〔内容・数量〕郡長事務引継書 1、郡治要覧 1、庶務財務 10、学校教育 3、教員 2、社寺調書 3、社寺什宝 7、皇室 4、病院衛生組合 3、水論山論 1、小作慣行調書 1、耕地整理 1、産業組合 1。

- ・ 宇治郡役所文書

〔年代・総数〕明治 21～大正 10 年 6 冊

〔内容・数量〕社寺什宝 4、学校台帳 1、教員転任休退職者履歴書 1。

- ・ 久世郡役所文書

〔年代・総数〕明治 18～大正 15 年 13 冊

〔内容・数量〕社寺調書 2、社寺什宝 3、名勝旧蹟 2、町村境界変更 1、水害一件 1、道路河川 3、池沼壳却 1。

- ・ 繕喜郡役所文書

〔年代・総数〕明治 11～大正 15 年 13 冊

〔内容・数量〕綴喜郡誌資料 1、社寺什宝 3、寺院明細帳 1、小学校沿革台帳 2、名勝録 1、道路改修組合 1、道路河川 4。

- 相楽郡役所文書

〔年代・総数〕明治 11～大正 15 年 19 冊

〔内容・数量〕相楽郡村誌 1、相楽郡会誌 1、社寺調書明細帳 4、社寺什宝 2、学校台帳 1、農林学校 1、名所旧蹟 6、部落有財産統一綴 1、郡有財産台帳 1、道路法施行 1。

- 南桑田郡役所文書

〔年代・総数〕明治 14～大正 9 年 7 冊

〔内容・数量〕記録(庶務人事)3、史料記録 1、郡立学校女学校 3。

- 北桑田郡役所文書

〔年代・総数〕明治 13～大正 14 年 6 冊

〔内容・数量〕各村一覧表取調書 1、社寺調書明細帳 2、学校台帳 2、道路 1。

- 船井郡役所文書

〔年代・総数〕明治 15～大正 15 年 27 冊

〔内容・数量〕地図里程取調 4、庶務財務 2、社寺調書明細帳 6、社寺什宝 3、学校台帳 4、高等小学校誌 3、公園 2、道路河川 3。

- 天田郡役所文書

〔年代・総数〕明治 43～大正 15 年 12 冊

〔内容・数量〕碑文集 1、史蹟調査 3、学校台帳 2、小学校図面 2、女学校建築 1、町村行政統計 1、道路橋梁 2。

- 何鹿郡役所文書

〔年代・総数〕明治 20～大正 15 年 6 冊

〔内容・数量〕社寺調書 2、寺院什宝 1、町村合併 1、道路 2。

- 加佐郡役所文書

〔年代・総数〕明治 17～大正 15 年 13 冊

〔内容・数量〕社寺調書明細帳 3、社寺什宝 1、維新前民政調査 3、小学校簿 1、郡立学校 2、公園 1、道路橋梁河川 2。

- 与謝郡役所文書

〔年代・総数〕明治 19～大正 14 年 16 冊

〔内容・数量〕郡統計要覧簿 1、庶務財務 3、町村負債 1、公益事例 1、宮津藩学制沿革 1、小学校一覧 2、女学校建築 1、社寺調書 3、天橋立公園 2、電話建設 1。

- 中郡役所文書

〔年代・総数〕明治 12～大正 11 年 13 冊

〔内容・数量〕郡長事務引継書 1、大野村分離 1、村改革(新山、丹波)2、部落有財産統一綴 1、士族就産 1、寄留届 1、社寺調明細帳 2、耕地整理 1、堤防堰紛擾 2、郡役所建築 1。

- 竹野郡役所文書

〔年代・総数〕明治 28～大正 15 年 10 冊

〔内容・数量〕八木村徳光村合併 1、遺跡古墳 2、神社調 1、小学校誌台帳 2、部落有財産 1、万畳山分割 1、水害予防組合 1、郡長住宅 1。

- 熊野郡役所文書

〔年代・総数〕明治 14～大正 15 年 7 冊

〔内容・数量〕文部卿演舌写 1、故蹟調 1、社寺調明細帳 4、部落有財産統一綴 1。

護王神社造営一件

ごおうじんじやぞうえいいつけん

明治 11(1878)年から 18(1885)年までの護王神社造営に関する簿冊 3 冊。

護王神社は、和氣清麻呂を護王善神とし神護寺の鎮守社とされていた神社。

明治 7(1874)年別格官幣社となるが、明治政府の神仏分離政策により、明治 11(1878)年高尾山に社殿の造営が計画された。しかし最終的には明治 17(1884)年現在の地(上京区烏丸通出水上ル)に社殿が造営され、同 19(1886)年遷座が挙行された。

御大喪儀京都府記事

ごたいそうぎきょうとふきじ

英照皇太后、明治天皇及び照憲皇太后の各大葬儀について、京都府が編さんした簿冊4冊。湯本文彦(編纂委員)が担当した。

英照皇太后大喪儀記事(1冊)は明治30(1897)年12月に、明治天皇大喪儀記事(1冊)は大正3(1914)年3月に、また、照憲皇太后大喪儀記事(2冊)は、大正4年2月にそれぞれまとめられている。

御陵墓実測図

ごりょうぼじっそくず

明治政府が幕末以来の陵墓管理を継承し、さらに陸墓の確定と新築修繕を行うに当たり、京都府土木掛(課)が作成し提出した実測図 1 冊及び御陵墓製図 2 冊。

実測図は陸墓の測量図で、道と溝に薄い彩色が施されている。

地名の表示が明治 12(1879)年制定の三新法以前のものであること、印鑑を押している職員の在職が同 9~12 年であること、「地種変更」「区域決定」等の付箋があることから、明治 7(1874)年の太政官布告第 120 号による地所名称区別の全面改正後、明治 8~9 年頃に作成されたものと推定される。

御陵墓製図は一枚の台紙に図面が 2~3 枚重ねて貼付されており、三種類に分けられる。

台紙の一番下の図面が最も古く、明治 8(1875)年教部省達第 25 号及び翌 9 年教部省達第 32 号により作成されたと見られる。この達の指示に従い、東西南北の長さ及び坪数、兆域を示す敷石、石垣、階段、柵、門、樹木などが丁寧に書き込まれ、彩色されている。

次に作成されたのは「実測之図」と表記された図面で、地名が明治 21(1888)年の町村合併以前のものであること、明治 13 年 6 月 18 日に宮内省へ御陵墓兆域坪数取調測量図并表を進達していること(京都府庁文書 明 13-11 「太政官并諸官省へ銘書」件名目録のみで本文なし)などから、この図面の作成時期は明治 13(1880)年頃と推定される。

最後に作成されたのは、明治 22(1889)年 6 月の宮内省の達により、光孝天皇陵他 10 の御陵墓を修営するに当たってまとめて提出した実測図である。

陵墓の管理に当たっては、その場所の確定、新築修繕、敷地取得などのたびごとに宮内省へ申請しており、御陵墓製図にはそれらの事項が加筆訂正されていることから、陵墓管理の基本台帳として用いられていたものと思われる。

寺院本末一覧

じいんほんまついちらん

明治 3(1870)年、太政官達により京都府が調査作成した洛中及び山城地方の寺院の一覧表 10 点、平均約 200×300cm。

明治 3(1870)年 7 月、太政官は、翌年 1 月に出された社寺上知令による諸政策を進めるため、あらかじめ府藩県管内の本山、末寺等を調査し、民部省へ提出するよう達した。各寺院は宗派ごとにまとめられ、院家・塔頭・末寺・寺々中等の系統図となっている。

各寺院には、留守官、又は京都府の管轄、あるいは両方の管轄、本寺他府藩県などの管轄などの区別を記号によって示している。無住などの寺号だけの寺院も朱書されている。

神社一覧と一対をなすもので、神社一覧と同様に、本寺ごとのまとまりを朱線で結び、朱線の中央に貼り出し紙をして京都府と書き、寺院に対する管轄を示している。

社寺掛が作成しており、真言宗新義派は明治 3 年 8 月、真言宗古義派、浄土宗鎮西派、一向門徒は同年 10 月、天台宗、禅宗臨済派、禅宗曹洞黄葉両派、日蓮宗、兼学宗は同年 11 月、西山淨土宗は同年 12 月に作成されている。

寺院明細帳

じいんめいさいちょう

内務省からの達により、管内の寺院の所在地、宗派、坪数等について京都府が調製、提出した明細帳全 52 冊。

最初、明治 12(1879)年 6 月、内務省は同省達乙第 31 号を以て、一定の様式を定めて、寺院明細帳並びに神社明細帳を調製し、同年 12 月限り提出するように府県に達した。

しかし、この様式には不備な点があり、また各府県においても調製が進まなかつたので、明治 15 年、内務省は各府県に対して再調製を命じた。

これに基づいて各寺院に作成提出させた明細帳は昭和 16(1941)年の宗教団体法の公布までの間、公認寺院の台帳として、内務省及び京都府に各一部ずつ備え付けられた。作成は、神社明細帳と同様で、山城・丹波地方は明治 16 年、丹後地方は同 17 年と推定される。

上京・下京・郡ごとに編綴されているが、原本保存の立場から全 43 冊に分冊した。内容は、所在地、本末、宗派、寺号、本尊、由緒、境内建物、境内坪数、地種目、境内仏堂、境外所有地、檀信徒数、管轄庁迄の距離、壇信徒総代連署であり、上・下京及び山城地方の明細帳には、境内の略図が添付されている。記載事項の異動、変更等の処理については、神社明細帳と全く同一である。

明治 12 年の内務省達に基づくと推定される寺院明細帳 9 冊は、下京区、愛宕郡、葛野郡、乙訓郡、伏見区・紀伊郡、宇治郡、綴喜郡、久世郡、相楽郡に分けられている。これら 2 種の明細帳の内容項目は、ほとんど変わりないが、明治 12 年のものには住職名及び壇信徒総代の連署等がなく、境内略図の添付もない。境内坪数・境外所有地・壇信徒数等に若干の差異がある。

また、真宗寺院については、これ以外に明治 10 年内務省達乙第 69 号に基づく「真宗本願寺派京都府下寺院明細帳」(2 冊)がある。

なお、明細帳の異動事項を記録したものとしては昭和 18 年度分まで社寺明細帳附録

があり、また年度によっては京都府庁文書中に「明細帳異動綴」として残っているものもある。

志賀郷村役場文書

しがさとむらやくばぶんしょ

明治 14(1881)年から昭和 29(1954)年までの志賀郷村役場文書 67 冊。

昭和 30(1955)年 2 月、町村合併により、志賀郷村役場が保存していた文書は綾部市に引き継がれた。しかし、旧同村役場庁舎にまだ残されていたものがあり、昭和 43 年に当館へ引き継ぎを受けた。

統計関係(村是調査・勧業・学事統計など、明治 22~昭和 19)20 冊、国勢調査(大正 9、第 1 回)事績・現勢調査(明治 39~40、第 1 回 明治 43~大正 3、第 2 回 大正 4~8、第 3 回)等統計に類するもの 9 冊。

志賀郷尋常高等小学校増築、教育委員会、図書館、公民館等教育関係のもの 5 冊。

大日本国防婦人会、親和会、同和奉公会等各種団体に関するもの 5 冊。

奥丹後地方大震災(昭和 2 年 3 月 7 日)、昭和 28 年災害等に関するもの 4 冊。

郡長からの達(明治 14)をはじめとする進達類令達申牒綴、勧業に関する往復綴など 3 冊。

また、条例、規則、例規関係 5 冊。

このほか名寄合計簿(大正 2)、志賀郷村職員名簿(明治 22~大正 7)、土木地理(大正 12~13)、志賀郷村治一班(大正 14~昭和 3)何鹿病院組合書類(昭和 2)、土地所有者通知書(昭和 2~10)、家屋賃貸価格調査に関する一件書類綴(昭和 4~6)、昭和四年度志賀郷村歳入歳出決算書、志賀郷村時報(昭和 5 年 1 月~11 年 12 月)何鹿郡町村誌卷二中筋村の部(昭和 14)、新嘗祭供御新穀献納一件(昭和 16)、特別積立金貸付預入原簿(明治 37~45)、壯丁下調書(大正 14 年度)、何鹿郡町村委会、附何鹿伝染病院(昭和 23~24)、土木関係(昭和 25)成人講座に関する綴(昭和 25)。

寺地画図

じちかくず

明治 3(1870)年 5 月、府下における社寺地をすべて管轄すべき旨の太政官達を受けて、京都府が管轄の各社寺に指示して翌年の社寺上知令に向けて作成させた境内地略図のうち、寺院について編綴した図面 24 冊。

各冊の表紙に明治 4 年 2 月改、社寺掛とあり、宗派及び本末によって編綴されている。

社地画面に比べて境内伽藍、建物配置、同間取等の記載は詳細で、寺号のみ存続している寺院、又は寺地のみあって無住の寺院等についてもその事情が附記されている。その宗派・本末は、真言宗各本末、天台宗各本末、禅宗臨済派各本末、浄土宗西山派各本末、一向門徒各本末、日蓮宗各本末、時宗各本末、兼学宗各本末であり、禅宗曹洞及び黄檗派・浄土宗鎮西派各本末が散佚している。

社地画図

しゃちかくず

寺地画図と同じく、京都府が管轄の神社に指示して作成させた境内地略図(寺院については、寺地画図参照)。全 15 冊。

当時の京都府の管轄である洛中及び山城の郡ごとに、社地の所有が神主持、町あるいは村持に分けて編綴されている。

大社之部、洛中神主持、同町持、愛宕郡神主持、同村持、葛野郡神主持、同村持、乙訓郡神主持、同村持、宇治郡神主持、久世郡神主持、同村持、相楽郡神主持、同村持、市郡小社之部から成り、紀伊郡、綴喜郡の神主持、村持、及び宇治郡の村持が散佚している。

各冊の表紙に、明治 4 年 2 月改、社寺掛とあるが、数枚の社地画図に明治 3 年 11 月の記載があることから、作成・提出は明治 3 年中と推測される。

神社ごとの境内略図で、境内坪数、地種目、建物配置、同坪数等が記入されている。正確な実測図ではないが、社寺上地令以前の社地の状況がわかる。

社寺境内外区別取調

しゃじけいだいがいくべつとりしらべ

社寺境内外区別図 20 冊、社寺境内外区別取調帳 20 冊、社寺境内外区別〔取調〕図面 23 冊の計 63 冊。

明治 8(1875)年から同 18(1885)年頃までに作成されたもので、上京区、下京区及び各郡別に編綴されている。社寺上地令並びに地租改正に伴う社寺境内外区別事業によるもので、境内地が官有地に編入された社寺に限られ、民有地のみの社寺は含まれない。

明治 4(1871)年 1 月政府は、現境内地を除く境外社寺領(朱印地、黒印地、除地等)の上地令(第一次上地令)を発し、同年 5 月と 7 月に府藩県に対して社寺の境内外区別の取調を命じた。

京都府においては、各社寺から提出させた社寺地等の取調書や絵図面等をもとに、実地検分によって上地令に基づく境内外の線引きを行った。京都府庁文書中の「社寺境内外区別原図(明治 4~6 年)」はこの時作られたもので、愛宕、葛野、紀伊、乙訓の四郡の分(全 5 冊)がある。

京都府の場合、諸宗本山をはじめ大社寺が集中していることもあって、この取調はなかなか進まず、同 8 年 2 月頃においても取調未了や図面等の作成がおくれている社寺があったことなどが、内務卿あての上申書に報告されている。

同 8 年 6 月地租改正事務局達乙第 4 号によって「社寺境内外区画取調規則」(第二次上地令)が発令され、これによって境内地は更に縮小(社殿堂宇の敷地及祭典法要の広場に限定)されることになったが、境内外区別は第一次上地令による取調が終了しないまま第二次上地令による取調に引き継がれることになった。

この時期京都府では耕宅地の地租改正事業もスタートしており、このため境内外区別取調はなかなか進展せず、10 年後の明治 18 年頃に完了している。

「社寺境内外区別図」(20 冊)は、第二次上地令に基づく境内地線引の結果の実測図で、「新旧境内(境内外)区別実測縮図」の表示があること、また所在地に区や組の表示があるものとないものとがあることから、明治 8 年から 15 年頃までに作成された

ものと考えられる。

「社寺境内外取調帳」(20 冊)は、第二次上地令による境内外区別取調の結果を同取調規則第六条の雛形に基づいて明治 16 年から 18 年にかけてまとめ、内務省に提出したものであるが、当館所蔵のものは京都府の控である。

社寺ごとに、社寺名、所在地、朱黒印地、除地、見捨地、旧境内、現境内、共有墓地、私墾田畠、神官人民居住地、山岳、林、竹林、荒蕪地の各反別のうち該当事項が記載され、寄(郡区集計)が付されている。

また、同取調規則第 8 条に絵図面を添付すべき旨規定されているが、「社寺境内外区別〔取調〕図面」(26 冊)はこれに基づく取調帳添付図面である。これは前記の「社寺境内外区別図」を原図として作成されており、図はほとんど同一である。

しかし、境内外区別図の方は図面内の区画ごとに坪数や間数が記入されているのに対して、境内外区別〔取調〕図面は間数等が省略されており、実測図ではあるが土地の用途別に彩色された見取図風の図面となっている。

社寺修理関係書類

しゃじしゅうりかんけいしょるい

昭和 5(1930)年から 19 年までに実施された京都府内の国宝又は史蹟に指定された社寺の修理のうち、6 社寺に関わる許可願や設計図などの簿冊 8 冊。

昭和 4 年 3 月「古社寺保存法」に代わって制定された「国宝保存法」では、国宝の現状を変更しようとするときは許可を受けることが規定されており、大正 8(1919)年に制定された「史蹟名勝天然記念物保存法」でも現状変更は許可事項になっている。

簿冊 8 冊の内訳は、国宝指定寺院の修理関係では、「荒見神社本殿」、「東福寺三聖寺愛染堂」、「金地院方丈」、「相国寺本堂附玄関廊」及び「蓮華王院本堂」関係の 7 冊。

その中には、国宝建造物修理伺いに関する書類、設計書、契約書、費用に関わる書類及び勤務記録などが含まれている。

史蹟の修理としては、「官幣大社稻荷神社史蹟荷田東満旧宅」に関する修理図面の簿冊 1 冊。

社寺宝物調査書類

しゃじほうもつちょうさしょるい

明治 12(1879)年から昭和 3(1928)年までに何度か実施された京都府内社寺所蔵宝物に関する取調書や目録などの簿冊 6 冊。

文化財保護制度に関する最初の基本法である古社寺保存法は、明治 30(1897)年 6 月制定されたが、それ以前から社寺宝物などの組織的な調査は何度か行われている。

6 簿冊のうち「大谷派本願寺什宝物目録(写)」は、明治 12 年、京都府が内務省達により宝物古器物古文書目録を作成したときの同寺関係分の写。

「宮内省検印 社寺美術品目録」は、同 19(1886)年、岡倉天心、山懸篤蔵による近畿地区宝物調査の京都府内における検査済み社寺美術品目録。

「宝物取調書上京烏丸以西三条以北、紀伊乙訓綴喜久世相楽各郡」は、同 21(1888)年の調査時のもの。

「社寺人民宝物監査状控」は、同 24(1891)年、検査済みの美術品に監査状を渡した際の京都府の控。府内の重要な古美術品台帳としての役割を果たしたと考えられる。

「官国幣社宝物貴重什物帳」は、同 35(1902)年に官国幣社について古社寺保存法指定の宝物以外の宝物什器類にも管理規則が制定されたのに基づき、同 39 年府内官国幣社から提出されたもの。

「官国幣社古文書目録綴」は、昭和 3(1928)年内務省が官国幣社の宝物、貴重品台帳又は蔵書目録中の古文書古記録及び刀剣類月録を提出させたときの京都府内社寺の回答書の綴。

社寺梵鐘その他金属製品保存認定申請綴

しゃじほんしょうそのたきんぞくせいひんほぞんにんていしんせいつづり

昭和 17(1942)年、歴史的、美術的価値のある梵鐘や金属製品について第二次世界大戦用の金属供出対象からの除外、保存措置の認定のため各寺院が作成し、京都府に提出した申請書などの綴り 1 冊。

昭和 16 年 8 月 30 日、鉄、銅又は黄銅、青銅その他の銅合金を主たる材料とする物資を供出させるため、勅令第 835 号「金属回収令」が公布された。しかし、昭和 17 年 7 月歴史的、美術的価値により保存を必要とするものについては各社寺から保存認定申請書を提出させ、承認されたものは金属類供出から除外された。

本簿冊中には、多数に及ぶ府内各社寺の梵鐘その他の「銅、銅合金及鉄製品保存認定申請」、その写真や概要説明、「銅合金保存認定書」等が綴られている。

社寺明細帳附録

しゃじめいさいちょうふろく

神社明細帳・寺院明細帳の作成後、各社寺から提出された異動届に基づき、その異動事項について社寺毎に届け出順に記載した簿冊 40 冊。

各簿冊の表紙に「府学務部社寺課」の記載がある。

最初の明治 18(1885)年は丹後 5 郡、丹波 5 郡、山城 8 郡の 3 つに分けているが、第 2 号以降は府内全域を 1 冊にまとめている。

昭和 18(1943)年の第 35 号まで全 39 冊と大正 7(1918)年頃から昭和 14(1939)年頃までの移転した社寺からの届けを綴じた「社寺新明細帳」1 冊がある。

諸藩印鑑帳

しょはんいんかんちょう

日本全国各藩の印鑑と藩名、藩知事名がイロハ順に配列されまとめられた綴 1 冊。

印鑑の大きさは 4. 5×4. 5cm で、明治 3(1870)年 2 月の太政官達によって府藩県に新調するように指示された「方一寸五分」の印鑑に合致する。

また、藩名からもこの史料が明治 3 年中に作成されたと推測できる。

この印鑑は駅逕諸関の勘合用並びに諸種の小事件に使用するもので、印鑑帳はその照合のために備えていたものと考えられる。

神社一覧

じんじやいちらん

神社一覧全、同大社之部、同洛中之部、同愛宕郡之部以下、葛野、紀伊、乙訓、宇治、久世、綴喜、相楽の各郡之部(当時の京都府の管轄区域)の 11 点。

明治 3(1870)年 2 月、太政官は、各府藩県に達して神祇官直支配以外の神社に関する請願等は、地方官において決裁させることとした。さらに同年 5 月、太政官は、府下の社寺地を総て京都府に管轄させる旨を達した。これらの達及び社寺上知令に基づく諸政策を進めるために作成されたものである。

「神社一覧全」は、全体を総括した一覧表で、248×2447cm。神社の配列は、大社、洛中、乙訓、綴喜、久世、相楽、葛野、愛宕、宇治の順に、さらに洛中以下は、社地の所有が町・村・宮座等持と、神主・社人等持とに分けてまとめられている。

そして、各まとまりを朱線で結び、その朱線の中央に約 60×20cm の貼り出し紙をして、そこに京都府と書き、朱線をそれに繋げて、神社の管轄を示している。末尾に明治四歳辛未正月、社寺掛とある。

大社之部以下の 10 点は、神社ごとに約 50×17cm の和紙に、所在地・神社名・祭神名・同所境内末社・境外末社・社地所有者を記載し、それを台紙に貼付して一覧表としたものである。各末尾に明治四年辛未秋八月改とあり、神社一覧全の各部分を改正して作成したものである。

社地の所有区分ごとにまとめられていること、各グループを朱線で結び、貼り出し紙をして京都府と書いてあることなど、体裁等は「神社一覧全」と同一である。大きさは各点の収録量によって異なるが、平均して、250×400cm 位である。

寺院については、寺院本末一覧 10 点がある。

神社財産登録台帳

じんじやざいさんとうろくだいちょう

明治 41(1908)年 3 月公布の「神社財産に関する法律」、同 7 月公布の「神社財産の登録に関する勅令」により、京都府で明治 43(1910)年から昭和 18(1943)年までに登録された神社の土地、建物、宝物等の財産台帳 32 冊。

明治政府の神道国教政策により、神社は昭和 20(1945)年の宗教団体法の廃止まで国の管理を受けるが、この制度の対象となった神社は、官国幣社、府県社以下の神社で、登録された財産を地方長官の許可なく担保或いは処分した場合はそれを無効とし、処分する場合において、神社の神職、氏子総代等の取得を禁じると共に差し押さえも禁じた。

昭和 21(1946)年 2 月、神社制度に関する諸法規の廃止とともにこの制度も終わった。京都市と郡毎に別れており、それぞれ土地、建物、宝物の各部に区分されている。この内宝物の部の記録があるのは熊野郡のみ。

また、各都市の貴重品の部が 1 冊、官国幣社の宝物、土地の部が各 1 冊、貴重品台帳が 1 冊、神社財産登録番号簿が 1 冊ある。

神社寺院所蔵美術刀剣一件

じんじやじいんしょぞうびじゅつとうけんいつけん

第二次世界大戦終了後、昭和 20(1945)年から 21 年にかけて、連合国による民間武器回収対象から美術的刀剣を除外し文化財として保護するために、京都府が作成した美術的刀剣類所蔵目録とその経過などを綴った簿冊及び所蔵状況調査表を綴った簿冊の計 2 冊。

「「マ」司令部覚書及美術的刀剣一件」には、美術的刀剣の所蔵目録作成に至る経過がわかる諸文書、GHQ からの刀剣許可証一覧、文部省の認定した京都府重要美術品目録、国宝指定刀剣一覧及び連合国総司令官覚書「美術品、記念物並びに文化宗教上の土地建造物などの保護に関する方針及び処慣」に基づく調査に関する書類などが綴じられている。

昭和 20 年 10 月、ポツダム宣言の武器撤収条項に基づく連合国最高司令官の命により、刀剣類を含む民間所有の武器回収が始まったが、美術的価値の高い刀剣は回収対象から除外され、所蔵許可手続などが示された。

京都府では、警察と京都市内警備担当 GHQ 第 6 軍第 136 部隊との間に許可権限をめぐる対立が生じた。同部隊が査定のためすべての美術的刀剣の提出を求めたのに対し、京都府は美術的刀剣の引渡回避を関係機関に働きかけた。

12 月 12 日、京都終戦事務局から美術的刀剣の保護のため早急に目録を作成し提出するよう指示があり、現物の引渡しは中止となった。この間、GHQ、京都府及び国の関係機関でやりとりされた文書が綴じられている。

「神社寺院所蔵美術刀剣一件」には、前述の経過を経て、美術的刀剣の所蔵目録を作成するため、調査を担当した各警察署が提出した所蔵調査表が綴じられている。調査表は、国宝、重要美術品及び社寺に保管されている重要刀剣の 3 部からなる。

神社明細帳

じんじやめいさいちょう

寺院明細帳と全く同様の経緯で作成された明細帳 23 冊。

山城・丹波地方は明治 16 年に、丹後地方は明治 17 年に調製、提出されたと推定される。

官国幣社を除く各神社に 2 部ずつ作成させ、内務省及び京都府に一部ずつ備え付けられた。

昭和 20(1945)年の宗教法人令の公布までの間、神社の実態、実数の把握とともに公認神社の台帳としての役割を果たした。上京・下京・郡ごとに編綴されているが、収録数が多く、取扱いの困難なものもあり、破損箇所もあったことから、全 23 冊に分冊している。

内容は、所在地、社格、神社名、祭神名、由緒、本殿社殿建物、境内坪数、地種目、境内神社、境内遙拝所、境外所有地、管轄庁迄の距離、神官名、信徒総代連署等であり、上・下京及び山城地方の明細帳には、境内の略図が添付されている。

神社の廃止については、明細帳は残したまま斜線で削除し、合併についても同様の処理をするとともに、合併を受けた方の明細帳の由緒欄にその旨を追記している。記載事項の変更については、そのつど欄外に訂正と日付が朱書されている。

なお、明細帳の異動事項を記録したものとしては、昭和 18 年度分まで社寺明細帳付録があり、また年度によっては京都府庁文書中に「明細帳異動綴」として残っているものもある。

卒明細短冊

そつめいさいたんざく

明治 3(1870)年 12 月、府県貫属の明細短冊を翌年 1 月 30 日までに提出すべき旨の太政官達(京都府府庁文書 明 3-3「御達書」)に基づいて作成された京都府貫属卒 945 名の明細短冊を編綴した簿冊 8 冊。

明治 2(1869)年の版籍奉還の際、政府は、旧来の身分を華族、士族、卒族の 3 つに整理し、禄制改革を行った。同年 12 月、旧幕臣を各地方の貫属とし、翌 3(1870)年 12 月、公卿をはじめ宮家所属の家臣も同様に地方の貫属として秩禄を支給することにした。

卒とは、明治初年に用いられた士族と平民の中間に位置する下級武士に対する身分呼称で、与力、同心などの旧幕臣、元宮家家来、元本願寺家来、元仕丁などをさす。

短冊は、約 27×7.5cm の美濃紙で、一枚に氏名、住所、年令、旧役名、家系、俸禄、履歴等を自らが記載して提出し、それを京都府貫属掛がイロハ順に 1 頁に 2 人分ずつ貼りつけ、3 冊に纏めたもの。現在は補修により八冊となっている。

この短冊は、毎年書き改めて提出され、同一人の短冊に追加貼付され、帰農帰商したものには朱書きの抹消があり、卒が廃止された明治 5 年 1 月以降も士族に編入されたものは明治 7 年まで短冊が残っている。

なお、華族明細短冊の所在は明らかではないが、士族明細短冊は現在京都大学法学部図書館が所蔵している。

園部県立庁始末

そのべけんりっちょうしまつ

「京都府史」の附編旧五県立庁始末(園部、山家、綾部、淀、亀岡)の編輯にあたり明治 8(1875)年から 9 年にかけて各旧県から提出させたそれぞれの事務調査書進達のうち、園部県のものの控と、後に船井郡役所が作成したその写しの 2 冊。他県の調査書類は残っていない。

内容は、明治初年から 4(1871)年の園部藩(県)の県庁、総類、禁令、府則、職制、担税、廩祿、貨財、出納についてまとめたもので、京都府史と重複するところも多く、これをもとに府史が編輯されたことがわかる。付箋貼紙による指示訂正や、兵部省徵兵方の往復文書など、府史にはみられない内容もある。

また、進達目録によれば駅郵、学制、勧業等についても提出したことになっているが、この控は残っていない。

なお、この調査編輯を担当したのは旧園部県の大参事太田弥広、少参事木瀬安吉である。

町村沿革調

ちょうそんえんかくしらべ

京都府が町村制実施のための新町村編成案の作成に当たり、明治 19(1886)年から 20 年にかけて実施した各旧町村各種沿革の調査書の綴り 28 冊。

この調査は、京都府知事北垣国道から各郡長にあてた明治 19 年 3 月 12 日番外達第 56 号により着手された。

郡役所を通じて同 20 年 10 月ごろまでに各連合戸長役場から提出されたが、調査の経過並びに結果についての記録がほとんど残っていないため、全部の町村沿革調が作成提出されたかどうか不明である。

現存しているのは、愛宕郡(39 村)葛野郡(50 村)紀伊郡(24 村 伏見 219 町)宇治郡(26 村)乙訓郡(31 村)綴喜郡(17 村)相楽郡(4 村)北桑田郡(100 村)何鹿郡(74 村)天田郡(114 村 福知山 19 町)(注)天田郡の分は京都府庁文書中に編入されている)与謝郡(97 村 宮津 34 町)、熊野郡中郡(町村別なし)以上 13 郡の分で、郡ごとに(熊野郡中郡と綴喜郡相楽郡はそれぞれ一括)合綴され、郡によっては数冊に分冊されており、全部で 28 冊ある。

なお、加佐郡、船井郡、熊野郡中郡(内容は不明であるが、現存のものの別冊で、町村別のものと思われる)の各町村沿革調は、昭和 20(1945)年 3 月の府保存文書疎開の際の廃棄簿冊リスト中に登載されており、かつては存在していたことがわかる(久世郡、南桑田郡、竹野郡の分については不明)。記載内容は、江戸時代から明治 19 年ごろまで、調査項目は次のとおりである。

町村沿革(管轄・旧時草高・郷村分合名称)、町村役人沿革、役場区域沿革、町村費、町村共有物、租税、戸籍、町村寄合、町村取締、公事訴訟、土木工事、生業、神社寺院、冠婚葬祭、町村休日慣行。

町内会部落会関係書類

ちようないかいぶらくかいかんけいしょるい

町内会部落会に関する内容を中心とした昭和 17(1942)年から 21(1946)年の京都府内政部振興課の業務に関する簿冊 15 冊。

町内会部落会とは、昭和 15(1940)年内務省訓令第 17 号により、隣保団結の精神に基づいて住民を組織結合し地方共同の任務を遂行させるため、市街地には町内会が村落には部落会が組織されたもの。食料の配給、納稅業務、自警的活動、大政翼賛運動の徹底等がこの組織を通じて行われ、戦時体制を維持する基盤となった。

振興課の業務は、町内会部落会等の整備指導に関する事項をはじめ、地方自治の振興に関する事項、大政翼賛運動に関する事項、国民貯蓄奨励に関する事項、各種国民運動に関する事項など。

この書類は、昭和 45(1970)年頃、京都府の百年史編纂の際に当館に引き継がれたもので、この時に国民義勇隊関係通牒 2 冊、国民総蹶起運動 1 冊も引き継がれた。

東寺古文書目録

とうじこもんじょもくろく

明治 19(1886)年から 20 年にかけて内閣臨時修史局と京都府庶務課が共同で東寺所蔵の文書類の調査を行った際に、2 部作成した目録のうちの 1 部。他の 1 部は東京大学史料編纂所に「史料蒐集目録」として所蔵されている。

文書のまとまりごとに整理され、文書名、年号、差出人等が記されている。

内訳は、軸物、宸翰綸旨、仁之箱、義之箱、礼之箱、智之箱、信之箱、古文書之部、勅旨院宣之部、太政官牒補任之部、南朝之部、足利將軍家下文、武家御教書並達之部、讓状受書消息之部、礼之箱、樂之箱、射之箱、御之箱、書之箱、数之箱、い～せ之箱、号外、イ～セ之箱である。

豊岡県第十四・十五大区区務所文書

とよおかげんだいじゅうし・じゅうごだいくくむしょぶんしょ

明治 6(1873)年 8 月から同 9(1876)年 8 月まで、豊岡県第一四・一五大区区務所(加佐郡を管轄)で作成された文書 18 冊。

明治 4(1871)年 11 月、丹後地方は豊岡県管下となり、宮津には支庁が設置された。豊岡県では明治 5 年 4 月、県内を 21 の大区に分け、そのうちの一・二・一三大区(与謝郡)と、一四・一五大区(加佐郡)とが宮津支庁の管轄とされたが、明治 9 年 8 月、豊岡県が廃されたため、これらの大区は京都府に編入された。

この文書は、もと加佐郡役所で保管されていたが、郡役所廃止に伴い、昭和 4(1929)年に府庁に移管された。

内容は、県や支庁からの布達、区長から各小区などへの達、区長から県又は支庁あての願書・届書、隣接大区との連絡文書など。期間としては短かった大区・小区制時代の事情をうかがうことができる。

なお、18 冊のうち 13 冊までは、第一四大区において作成編綴されたものであることが、使用されている印鑑や用紙などから確認できる。また、これらの文書を分類すると次の 3 つに大別することができる。

- (1) 「用録」と表記された区務所における業務全般にわたる役用記録(5 冊)。
- (2) 「本支庁達」「本県達」等と表記されているもので、豊岡県又は宮津支庁から区長・戸長・学区取締などへあてた達を編綴したもの(9 冊)。
- (3) 「太政官布告」「布告」等と表記されているもので、太政官その他中央政府から出された布告や布達等を豊岡県が管内に達したものを編綴したもの(4 冊)。

二十三院由緒書

にじゅうさんいんゆいしょがき

明治 8(1875)年に京都市内の 23 の門跡寺院、由緒寺院から知事宛提出された寺院の由来、門跡の系譜、土地建物の由来等に関する文書綴 1 冊。

二十三院は、12 門跡寺院(仁和寺、妙法院、聖護院、青蓮院、大覚寺、三千院、三宝院、勸修寺、曼殊院、毘沙門堂、実相院、隨心院)と 11 の由緒寺院(曇華院、大聖寺、宝鏡寺、林丘寺、靈鏡寺、本光院、總持院、光照院、端龍寺、三時知恩寺、宝慈院)。明治政府の神道国教政策により寺院は大きな痛手を受けるが、特に門跡寺院や皇室由緒の寺院は、皇室からの保護を失い困窮は激しかった。

明治 9(1876)年、これら 23 力寺に対し、寺禄廃止の太政官達が出されるが、同年、寺門永続のため御手許金下賜の制が設けられ、同 13(1880)年には寺院維持のための保存金が出された。

この簿冊の表紙には明治 13 年 2 月と記されており、前後の関係から、二三院寺門維持のための制度を設けるにあたり、寺院の概要を取調べたものと思われる。

簿冊は「天」と「地」の二冊に分かれている。

「天」は戸籍掛から社寺課に引き継がれたのち永年保存文書として当館へ移管され、「地」は長期にわたり主務課で保管された後、当館が受け入れた。

「天」には仁和寺、妙法院、聖護院、青蓮院、大覚寺が、「地」には三宝院、曇華院、勸修寺、曼殊院、毘沙門堂、大聖寺が綴じられており、二三院全部の記録が残されているわけではない。

また、府庁文書の中に「廿三院由緒取調書」「廿三院保存一件」等の関連史料がある。

農山漁村振興計画

のうさんぎょそんしんこうけいかく

新農山漁村建設総合対策要綱(昭和 31 年 4 月閣議決定)に基づき設置された京都府内の各農(山漁)村振興協議会(府内各市町村内を数区域に分け府全体では 72 協議会)から、昭和 31(1956)年から同 35(1960)までに京都府(担当農政課)へ提出された農山漁村振興計画書綴全 72 冊。

農林省は、昭和 31(1956)年「新農山漁村建設総合対策」を実施し、農家の適性経営を確立するため適地適産を奨励するととも、に各地域に農山漁村振興協議会を設置し「農山漁村振興計画」の樹立とその実施を図った。

京都府に提出された計画の内容は、「農(山漁)村振興基礎調査書」、「同基本計画書」、「同基本調査書」、「同実施計画書」、「同協議会規約・委員名簿・会議録」からなり、協議会ごとに編綴されている。

琵琶湖疏水事務所文書

びわこそすいじむしょぶんしょ

京都府疏水事務所が設置されていた明治 18(1885)年から同 23 年までの主として琵琶湖疏水工事に直接関係する書類全 248 冊。

京都府は、明治 18 年 3 月、京都府庁内に疏水事務所を設置し、本格的に工事に着手した。

同年 8 月、疏水事務所の派出所を工事の最も困難な第一隧道畔の滋賀県藤尾村に設置し、さらに 10 月、工事に関する事務がますます繁雑になったことから、同地に疏水事務所を移した。

明治 21 年 1 月、疏水事務所を藤尾村から蹴上に移転し、明治 23 年 6 月、疏水事務所は廃止され、特別市制であることから、残務は府庁内で執られた。

書類の内容は、工事の現場における建築費、木材費、煉瓦費、土地買上費、測量費、堀川費、器械費、雑費等の支出票類、飲料水工事費請求控、予算差引簿、物品類の請払・上納簿及工事日誌、日記類等の他、木材工事シャフト工場、大津工場、山科工場、煉瓦製造場、東口工場、蹴上工場等の各現場の工事日報類、材料運搬月計簿、職工名簿などからなる。(京都市水利事務所文書・京都市水路事務所文書、参照)。

府治誌稿

ふちしこう

明治 14(1881)年の北垣知事赴任以後の、府治沿革志編纂事業の際に整理された稿本・志料。

この事業は、明治 21(1888)年に打合せが行われ、同 22(1889)年に各課に委員を置いて着手された。しかし、同 24 年に他の編纂事業も始まり、同 26 年には平安遷都記念事業が始まったため中止された。

明治 14 年から同 22 年頃までの府治概要について編年体で記されているが、各志料の記載内容が不揃で、採用年代にも若干の相違があるが、編集は湯本文彦と石津発三郎が担当している。

管轄志(総説、沿革、形勢、古来沿革考)、地理沿革志(含土木沿革誌料)、学務沿革志(総説、小学校、府立通規学校、府立学校、学事雑件)、兵事志料(明治 14 年から同 22 年までの兵事課日記)、衛生沿革志(総説、職員、人事、医事、疫病、病院、薬剤、雑件、衛生委員、地方衛生会、衛生費)、警察誌 1(職制警察誌)、警察誌 2(安寧、営業、衛生、道路、風俗、司法、天変地異)、警察誌 3(区画配置警察誌)、監獄誌下調(明治 8、9 年)で、地理、兵事、警察、監獄については未完稿のまま放置され反古として散乱していたのを明治 35 年の臨時文書整理の際に湯本文彦が発見し、まとめて残したといわれるだけに、内容が未整理で不統一である。

職務誌は「京都府職制沿革志」として府治誌稿より別置されていた。

この他、庶務、会議、勧業、社寺等の部の稿本も作成されたが明治 35 年時点ですでに所在が不明となっていた。

このように不備な点もあるが、「京都府史」以後の京都府治の状況を記す資料となっている。

仏堂明細帳

ぶつどうめいさいちょう

本資料の作成の事情等は、寺院明細帳と全く同様で、内訳は山城 2 区 8 郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡、何鹿郡、丹後国一円の 6 冊。

作成は、丹後地方は明治 17(1884)年に、他は明治 16 年に行われている。

内容は、寺院明細帳に準じて必要項目が記載されているが、他に、何寺の境外仏堂であるか、又は受持寺院が何寺であるかが明示されている。

記載事項の異動、変更等の処理については、神社明細帳の項を参照。

府立学校沿革誌

ふりつがっこうえんかくし

府立中学校、師範学校、府立医学校、府立女学校、府立画学校、府立盲唖院、体育場について、創立から明治 16(1883)年までの沿革及び概要を京都府学務課がまとめた綴 1 冊。

内容は、各校に若干の違いはあるが、沿革、設立趣旨建議書等、経費地所建物一覧、教科課程表、入退学卒業生徒数一覧、教員等級月給表、職員月俸並准官等表、諸雇給料表、職員一覧表が校ごとに整理されている。

豊国廟関係調査綴

ほうこくびょうかんけいちょうさつづり

阿弥陀ヶ峰一帯の国有林の取扱いについて、京都府が関係者との間で大正 7(1918)年から昭和 6(1931)年までに調整を行った往復文書綴 1 冊。

太政官は、慶応 4(1868)年、大阪城落城のあと家康により取り壊された豊太閤を顕彰するための阿弥陀ヶ峰(豊国山)の廟の再興を布告した。

豊国神社は、阿弥陀ヶ峰下大仏殿の地を社地とし、さらに阿弥陀ヶ峰豊公墓地も神社の付属地とし、明治 13(1880)年再興された。

大正 7(1918)年、京都府は、農商務省に対し阿弥陀ヶ峰一帯の国有林の豊公塁域への組換の件を稟請するが、一方、該国有林に対し上地者である妙法院も保管林の設定を農商務省に出願した。農商務省は京都府に対し両者の調整を指示、府は約 14 年の年月をかけて昭和 6(1931)年解決にこぎつけた。担当課の社寺課が編綴したもの。

峰山藩制度取調

みねやまはんせいどとりしらべ

峰山藩支配下町村明細帳(宝暦 3(1753)年)、明和～安永年間峰山藩主参勤交代道中記、寛政六年御仕置五人組帳、御館絵図等、近世の峰山藩に関する史料 5 点。このうち長岡村明細帳と御仕置五人組帳の 2 点は、「維新以前民政資料蒐集目録並解題」に記載されている。このことからこの史料は、明治 44(1911)年から 45 年にかけて実施された維新以前民政制度の調査並びに資料蒐集事業の際に、中郡役所が収集し、そのまま郡役所内に保管していたものとみられる。その後大正 15(1926)年の郡役所廃止に伴い、昭和 4(1929)年に京都府庁に引き継がれたと考えられる。

なお、この史料について京都帝国大学の調査があったことが、郡役所の簿冊引上げのための調査報告書により知ることができる。

この他に峰山藩に関する史料として、中郡役所文書「峰山藩制度取調書」があるが、これは明治 19(1886)年から 20(1887)年にかけて実施された町村沿革調査の際に、中郡役所が作成提出した原議である。

宮津藩政記録

みやづはんせいきろく

宝暦年間(1751～64)から明治初年までの宮津藩(のち、宮津県となり、さらに豊岡県の管下となる)の藩(県)政に関わる文書 385 点。

これらは、もと与謝郡役所で保管していたが、郡役所の廃止に伴い昭和 4(1929)年、京都府へ移管された。

明治 2(1869)年 6 月、版籍奉還により、旧宮津藩主本庄氏は、中央政府から藩知事に任命され、ひきつづき藩政を統轄した。明治 4 年 7 月 14 日廢藩置県によって、宮津藩は廃止されて宮津県が置かれ、さらに同年 11 月 2 日の府県統廃合で、宮津県は廃止されて豊岡県管下となつた。

その後、明治 9(1876)年 8 月 21 日には、豊岡県も廃止されて、丹後 5 郡は、丹波の天田郡とともに京都府へ編入された。

宮津藩政記録は、宮津藩・宮津県並びに豊岡県宮津支庁時代に作成編綴された文書・記録である。

内容は、中央政府や宮津藩の布告、藩庁の役用記録や日記、藩制、財政、法制、治民記録などのほか、東京、西京、江州に置かれた御用所、出張所等との往復文書、家臣の履歴や身分禄高、任免等の人事記録などと多岐にわたつてゐる。

各文書の形態や大きさは一定していないが、冊子形態のものが多い。なかには、堅紙や折紙、切紙、続紙があり、級数も一紙から数紙だけといったものもかなり多くみられ、小帳や横帳形状のものも約 20 点ある。また、紙背文書も数点含まれてゐる。

個別にみると、古い時代のものでは、宝暦 9 年 6 月の「上知郷村帳」(与謝郡)、「上知高反別帳」(加佐・竹野・中郡)や、明和 4(1767)年の「御家中諸手当定」などがある。

前者は、旧領主青山氏の新任地への移封に伴い、同氏から新領主となった本庄氏へ引き渡された文書で、領内村ごとの石高・貢租・反別などが記載されている。

また、後者は、冠婚葬祭をはじめ公私の遠国旅行時などの際、家中に対して支給する諸手当金を役職により 17 の段階に分けて定めている。

さらに、文化 6(1809)年の「宮津在方御法度書」は、宮津藩が制定した在方の禁令集で、62 力条にわたる細かな規程。

これらの明治以前の文書は、点数としては全体の約 2 割で、明治期が約 8 割であるが、そのほとんどは明治 5(1872)年までのものである。

その中には、天皇の御東行に伴い、東京に置かれた宮津藩御用所で作成された明治元(1868)年から 3(1870)年までの「日記」や、明治 3 年 9 月に太政官が定めた綱領によって実施した藩制改革の記録である「藩制取調稿」などがある。

このほかにも「丹後国村々版籍取調帳」、「領知租税録」(明治 2)、「西京江州文通留」、「文武録」、「藩制并支配地取調帳」(明治 3)、「在町新古酒造人名前帳扣」、「地理掛日記」(明治 4)、「豊岡県工願伺届控」(明治 4・5)、「御用金其外請取目録」(明治 5)等々、幕末から廃藩置県前後における丹後地方の政治や社会の情勢を知ることができる広範な内容のものである。

宮津東新浜遊廓関係書類

みやづひがししんはまゆうかくかんけいしょるい

明治 10(1877)年 1 月、宮津萬年町新地総代から京都府知事あてに提出された同新地における芸娼妓貸座敷業の起源をはじめ、明治 11 年から同 28 年に至る遊芸稼人概則、遊芸稼鑑札願書式、券番所概則、与謝郡宮津五業組合規約、同規約改正及び追加一件、宮津町字新浜の遊廓区域内同業者規約並びに明治 11 年 11 月宮津支庁から京都府知事あての遊廓移転伺などの書類や印刷物が 1 冊に合綴されたもの。

露国皇太子殿下御来京日記草按

ろこくこうたいしでんかごらいきょうにつきそうあん

明治 24(1891)年 5 月に露国皇太子ニコライ殿下一行が入洛した際に、京都府が作成した日記草案 1 冊。

内容は、殿下来京決定の通知を受けた 3 月 9 日から、滋賀県大津で襲撃される前日の 5 月 10 日までと、遭難した 5 月 11 日から離京の同月 15 日までとがある。

前者には接伴歓迎準備、遊覧状況など、後者には遭難の状況、関係者の対応等が記録されている。

いわゆる大津事件の関連史料である。

また、この史料を補足する史料として露国皇太子殿下接待並遭難関係資料がある。京都市参事会の準備関係書類、御見舞の献品目録等である。